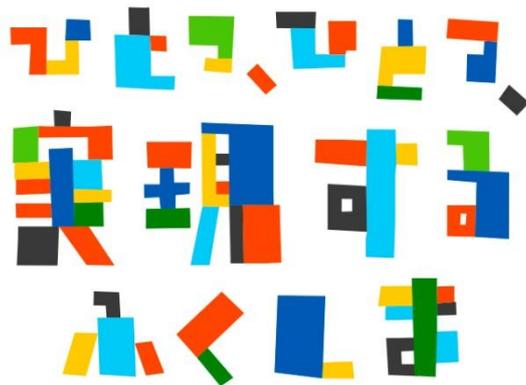


子育て支援に関する施策の
年次報告
(令和2年度分)



令和3年9月

福島県

目次

第1章 本県の子どもと家庭を取り巻く環境

1 少子化や結婚・出産・子育てをめぐる現状	1
(1) 少子化の動向	1
① 出生数と合計特殊出生率の推移	
(2) 婚姻の状況	4
① 未婚率の推移	
② 平均初婚年齢の推移	
(3) 結婚をめぐる意識	5
① 結婚に対する考え	
② 現在独身でいる理由	
(4) 子育て家庭を取り巻く状況	6
① 子育てと仕事の両立	
② 育児休業の取得状況	
③ 待機児童の状況	
(5) 支援を必要とする子どもや家庭の状況	8
① 児童虐待対応状況	
② 社会的養育の状況	
③ ひとり親世帯の状況	
(6) まとめ	10
2 これまでの子育て支援に関する取組と現行計画	11
(1) これまでの子育て支援に関する取組と計画	11
(2) 条例に基づく基本計画の概要	13
3 令和2年度の取組概要	14

第2章 子育て支援に関する重点施策

〈基本方針Ⅰ〉出会い・結婚・妊娠・出産の希望の実現	15
〈基本方針Ⅱ〉子育て支援	21
〈基本方針Ⅲ〉子どもの健やかな成長と自立	28
〈基本方針Ⅳ〉援助を必要とする子どもや家庭への支援	35
〈基本方針Ⅴ〉子育てを支える社会環境づくり	46
〈基本方針Ⅵ〉東日本大震災からの復興	52
参考	57

- ・東日本大震災に係る子どもの避難者数
- ・令和2年度子育て支援推進関連予算
- ・「子育てしやすい福島県づくり条例」
- ・「福島県子どもを虐待から守る条例」

第1章 本県の子どもと家庭を取り巻く環境

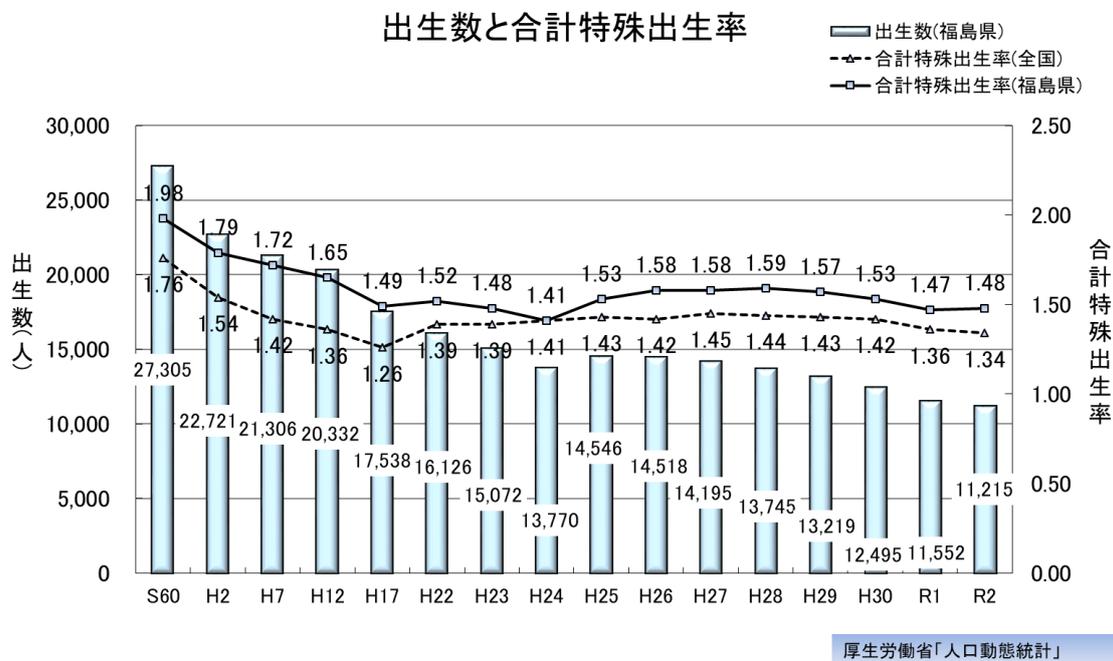
1 少子化や結婚・出産・子育てをめぐる現状

(1) 少子化の動向

① 出生数と合計特殊出生率の推移

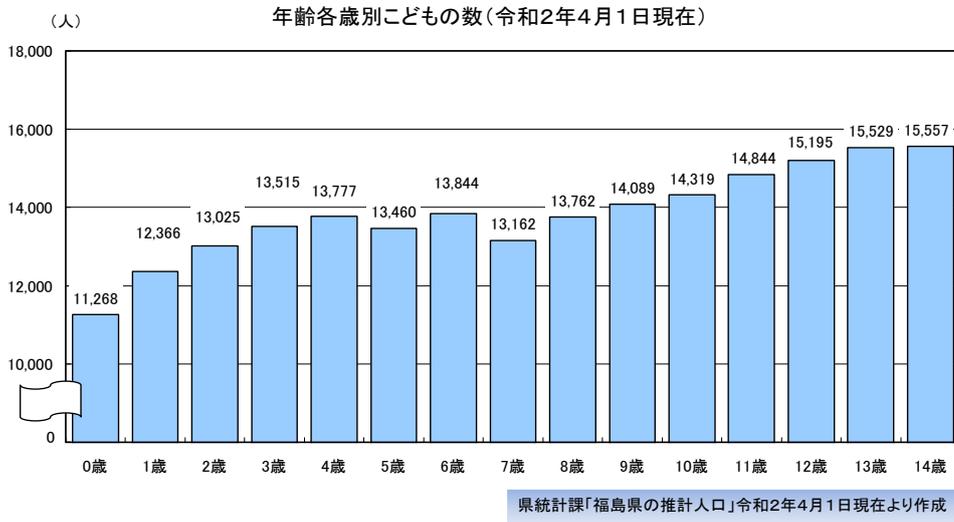
本県の出生数は、戦後の第1次ベビーブームとなった昭和24年の約7万3千人をピークに一旦は激減し、第2次ベビーブームの昭和48年、49年頃に3万2千人台まで回復したが、その後は減り続け、平成14年には2万人を割り込み、平成24年には東日本大震災の影響により1万4千人を下回るまでに減少した。直近の統計では、令和2年の出生数（概数）は前年から337人減少しており、減少傾向に歯止めが掛からない状況となっている。

また、本県の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生む平均子ども数に相当）は、人口置換水準（長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準）が2.07とされている中で、昭和の終わり頃には2.0に近い数字であったものが年々減少している。震災後の平成24年には全国と同数値の1.41まで減少したが、平成25年には震災前の水準を回復した。平成29年以降は再び減少し、令和2年（概数）は1.48で、全国順位は17位となっている。



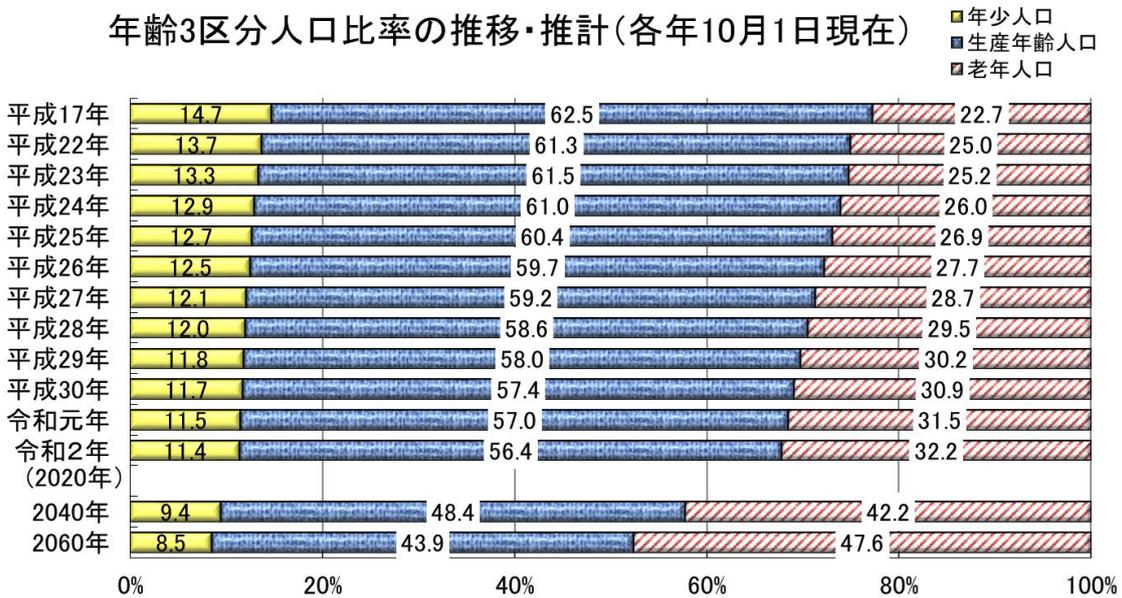
また、令和2年4月1日現在における本県のこどもの数（15歳未満人口）は207,712人で、前年より4,861人減少（減少率2.3%）となった。年齢階級別にみると次のとおり。

- 5歳以下（未就学の乳幼児）：77,411人（2,336人減少 減少率2.9%）
- 6～11歳（小学生の年輩）：84,020人（1,363人減少 減少率1.6%）
- 12～14歳以下（中学生の年代）：46,281人（1,162人減少 減少率2.4%）



こどもの数の減少に伴い、本県の総人口に占める年少人口の割合は年々低下しており、令和2年10月1日現在で11.4%。一方で老年人口の割合は年々増加し、32.2%となっている。

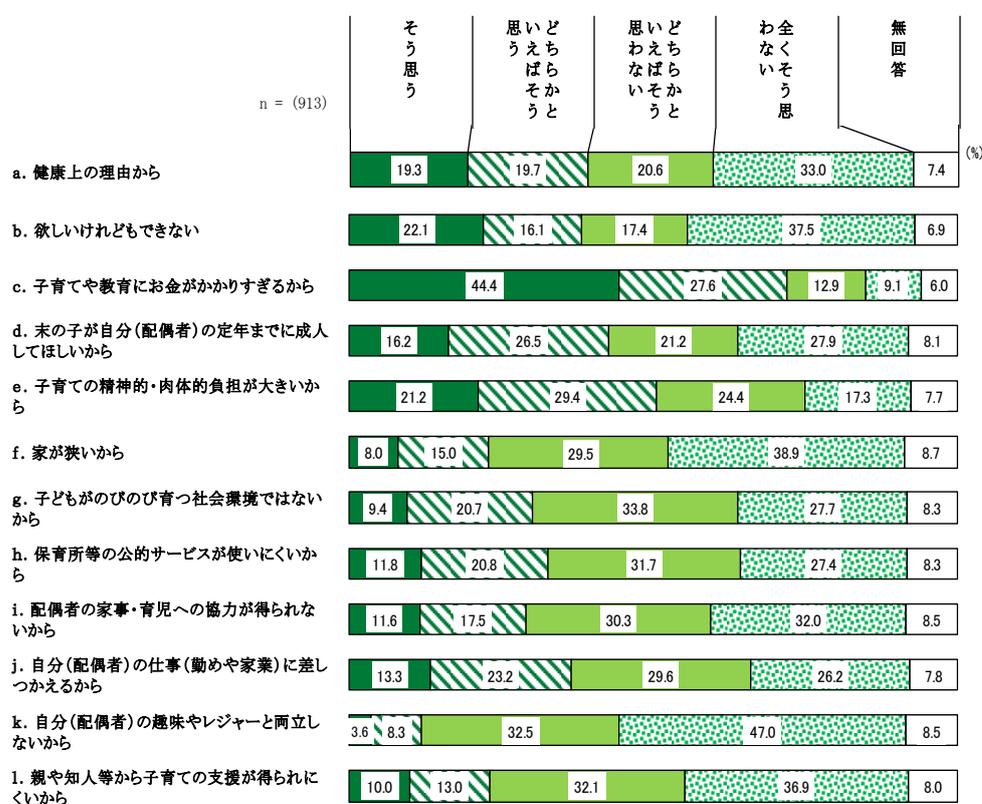
年齢3区分人口比率の推移・推計(各年10月1日現在)



こども未来局が令和元年度に実施した「少子化・子育てに関する県民意識調査」（以下「県民意識調査」という。）によると、県民の理想とする子どもの人数は平均 2.54 人であるのに対し、実際に予定する人数は平均 2.23 人となっており、県民が希望する子どもの数を持っていないことが、少子化の要因のひとつとなっている。

理想的な人数の子どもを持っていない理由としては「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」と「子育ての精神的・肉体的負担が大きいから」の2項目が高くなっており、これら出産・子育ての壁を取り除く支援が必要となっている。

理想的な人数の子どもを持っていない理由



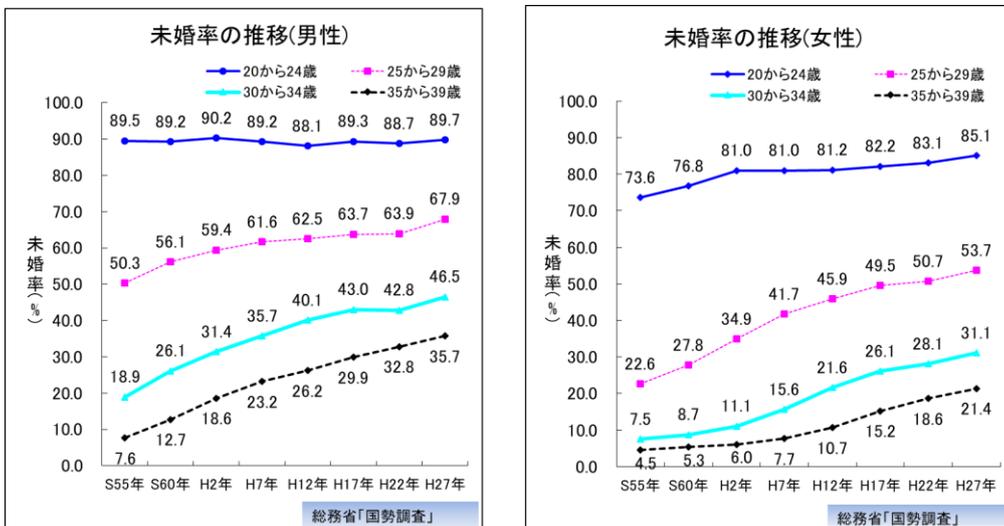
県こども・青少年政策課「少子化・子育てに関する県民意識調査」(令和元年)

(2) 婚姻の状況

① 未婚率の推移

本県の未婚率は、20歳代が男女共に全国平均よりは低いですが、全体的には上昇傾向にあり、特に近年における上昇が顕著である。

本県の未婚率(平成27年国勢調査)



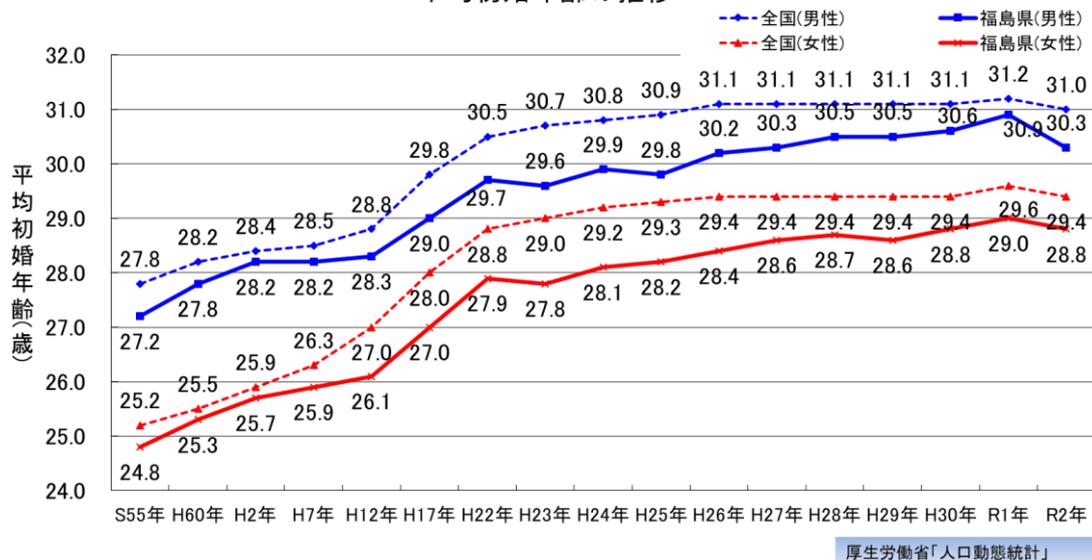
未婚率推移(福島県と全国の比較)

		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳	
		昭和55年	平成27年	昭和55年	平成27年	昭和55年	平成27年	昭和55年	平成27年
男性	福島県	89.5	89.7	50.3	67.9	18.9	46.5	7.6	35.7
	全国	91.5	90.5	55.1	68.3	21.5	44.7	8.5	33.7
女性	福島県	73.6	85.1	22.6	53.7	7.5	31.1	4.5	21.4
	全国	77.7	88.0	24.0	58.8	9.1	33.6	5.5	23.3

② 平均初婚年齢の推移

本県の平均初婚年齢は、令和2年(概数)で男性は30.3歳(全国31.0歳)、女性は28.8歳(全国29.4歳)で、男性は全国9位、女性は全国4位となっているが、依然として高めに推移している。

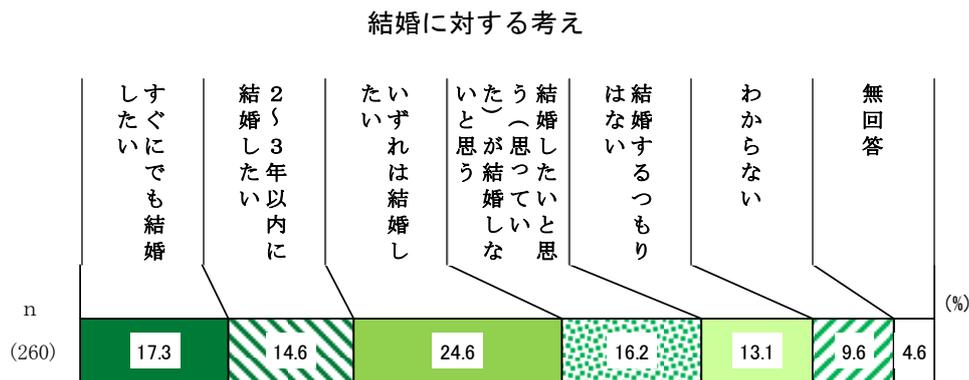
平均初婚年齢の推移



(3) 結婚をめぐる意識

① 結婚に対する考え

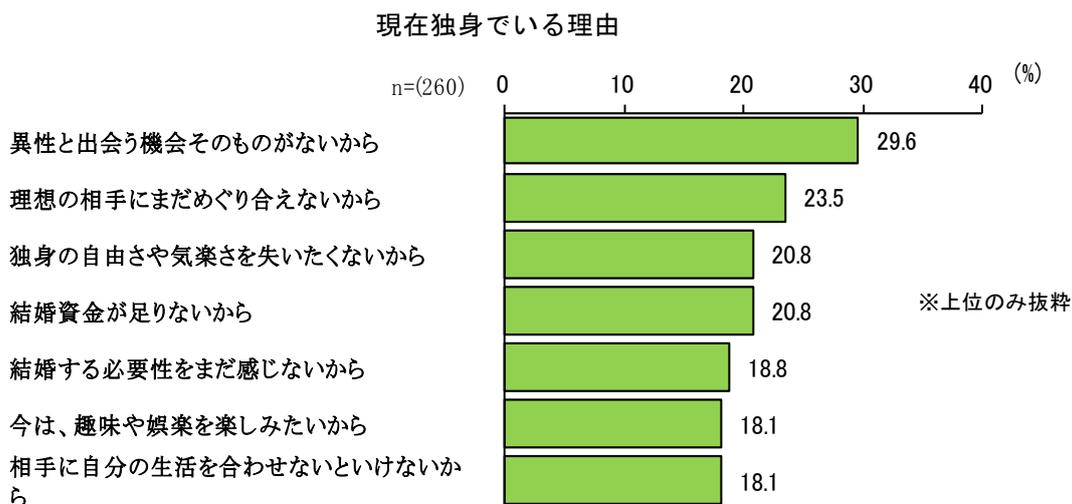
「県民意識調査」によると、未婚者の（独身者の）結婚に対する考えは、「いずれは結婚したい」が24.6%と最も多く、以下、「すぐにでも結婚したい」（17.3%）、「結婚したいと思う（思っていた）が結婚しないと思う」（16.2%）、「2～3年以内に結婚したい」（14.6%）となっており、『結婚したい』人は72.7%となっている。一方、「結婚するつもりはない」は13.1%となっており、「わからない」は9.6%となっている。



県こども・青少年政策課「少子化・子育てに関する県民意識調査」（令和元年）

② 現在独身でいる理由

県民意識調査によると、現在独身でいる理由については、「異性と出会う機会そのものがないから」が29.6%と最も多く、以下、「理想の相手にまだめぐり合えないから」（23.5%）、「独身の自由さや気楽さを失いたくないから」（20.8%）、「結婚資金が足りないから」（20.8%）、「結婚する必要性をまだ感じないから」（18.8%）などとなっている。



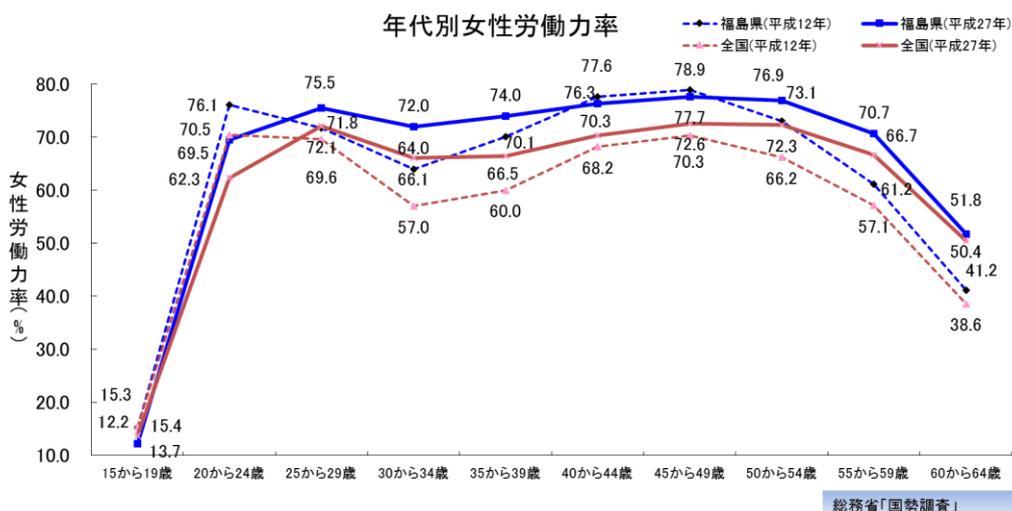
県こども・青少年政策課「少子化・子育てに関する県民意識調査」（令和元年）

このことから、本県においては約7割の県民が結婚を望んでいるものの、結婚相手と出会う機会が少ないことや経済的な不安から結婚できていないことがわかる。

(4) 子育て家庭を取り巻く状況

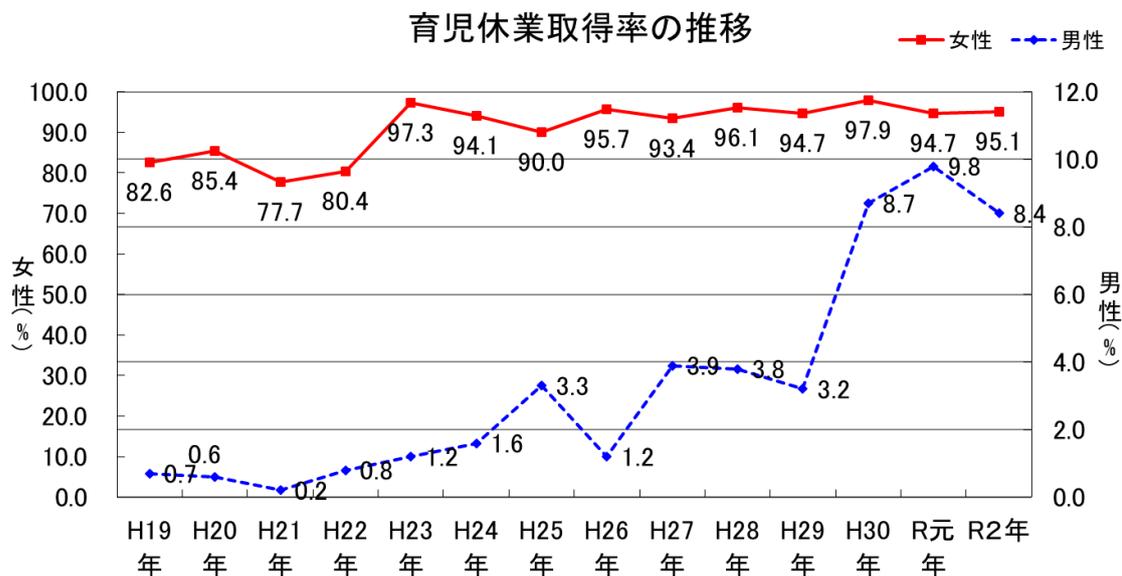
① 子育てと仕事の両立

女性の労働力率（15歳以上人口に占める就業者数及び完全失業者数の割合）を年齢別に見ると、30歳代の労働力率が低い「M字型」の傾向にあり、年々谷は上昇しているものの、現在も結婚・出産を機にいったん仕事を離れ、子育てが一段落した後には再就職する女性が多い。



② 育児休業の取得状況

県内の30人以上の企業における育児休業取得率は、令和2年においては女性が95.1%（平均取得日数292.9日）、男性が8.4%（平均取得日数17.7日）となっている。

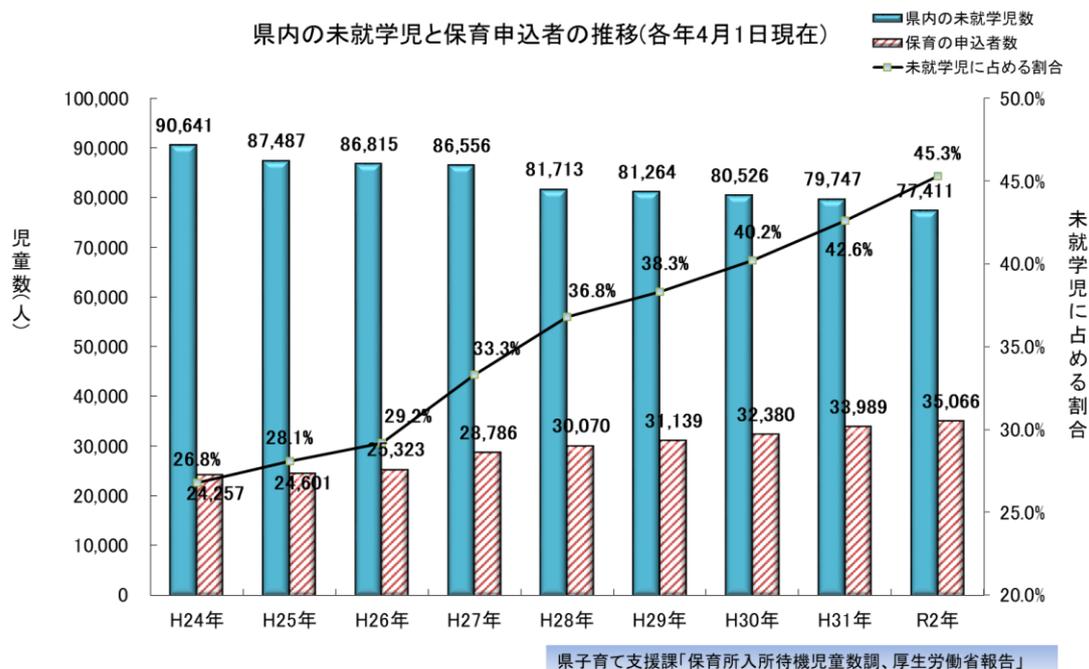


県雇用労政課「労働条件等実態調査」

③ 待機児童の状況

少子化の進行により、未就学児全体数は年々減少しているものの、女性の就労等により保育申込者数は年々増加している。

保育の需要増に対し、保育所や認定こども園の整備等により定員数を増やしており、申込者数に対する待機児童の割合は令和元年度で0.8%あったが、令和2年度は0.4%となっており、待機児童の完全な解消には至らないものの徐々に減少している。



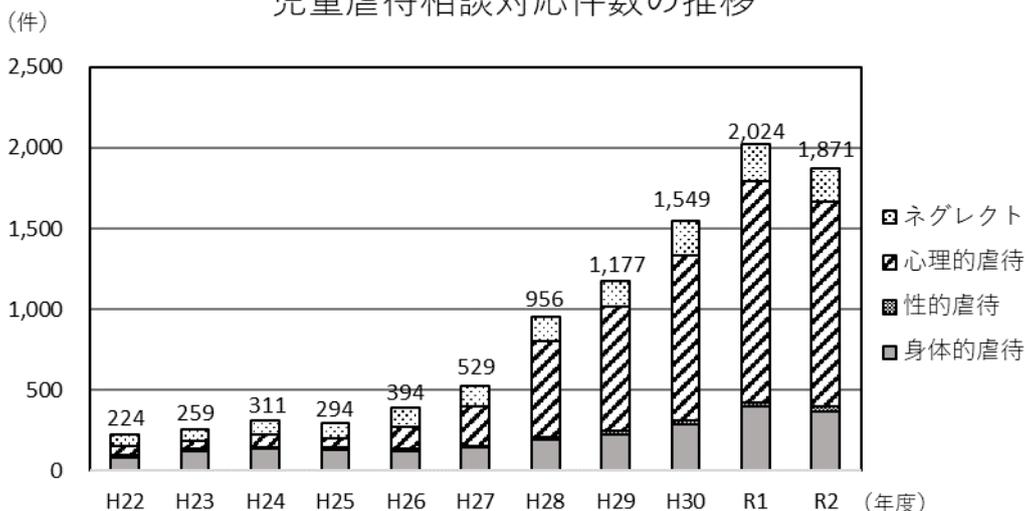
(5) 支援を必要とする子どもや家庭の状況

① 児童虐待対応状況

県内の児童虐待に関する相談対応状況は、近年増加傾向にあり、相談体制の強化が求められている。

増加の理由としては、児童虐待についての社会的認知度が向上したことにより、市町村、学校、近隣住民、家族等からの児童虐待についての相談・通告が増加したこと、平成28年頃から児童の同居する家庭においてドメスティック・バイオレンス（DV）による児童への心理的虐待について警察等による通告・相談が増加したことが挙げられる。

児童虐待相談対応件数の推移

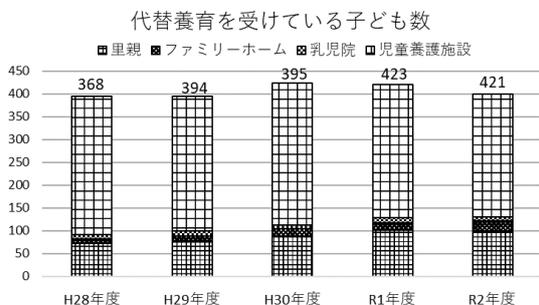


県児童家庭課調べ

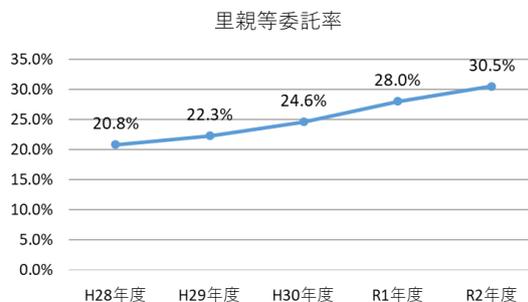
② 社会的養育の状況

家庭での養育が困難で、代替養育を受けている子どもの数は400人前後で推移しており、家庭に近い養育環境で養育するため、里親やファミリーホームへの委託を推進している。

本県における里親等委託率（児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホーム入所児童の内、里親及びファミリーホーム入所児童の割合）は年々増加しており、令和2年度末時点で30.5%となっている。



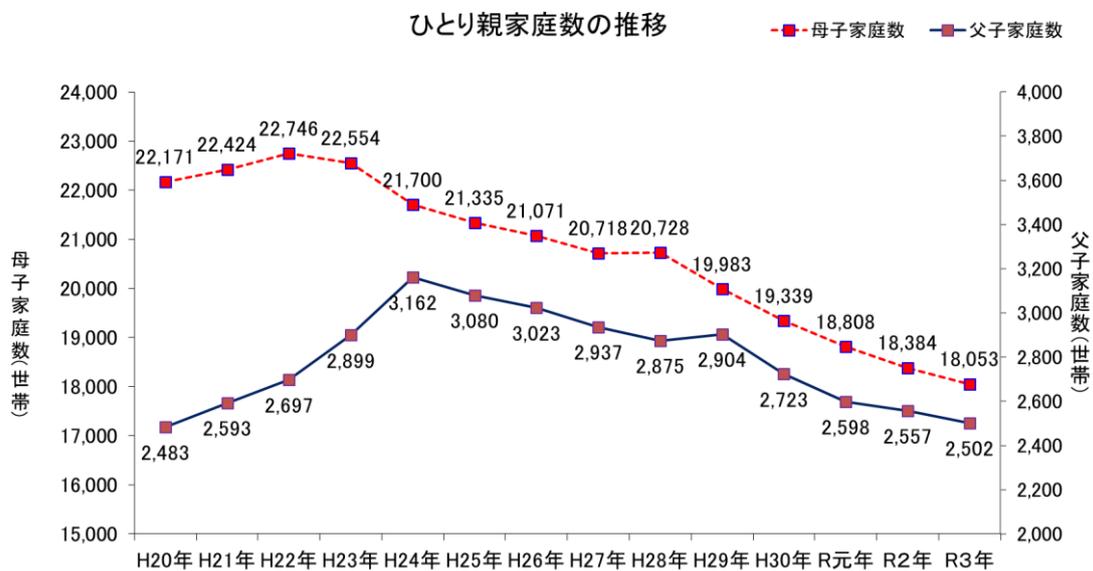
県児童家庭課調べ



県児童家庭課調べ

③ ひとり親世帯の状況

県内の母子家庭の世帯数は平成22年をピークに減少傾向、父子家庭の世帯数は平成24年をピークに減少傾向にある。



県児童家庭課 調べ

(6) まとめ

本県の合計特殊出生率は、全国が前年から 0.02 減少して 1.34 となった一方、0.01 上昇して 1.48 となり、全国よりも高い水準を維持している。しかし、出生数は直近の統計で 11,215 人（令和 2 年概数）と前年から 337 人減少しており、依然、少子化に歯止めがかからない状況にある。

少子化は、人々の結婚から妊娠・出産、子育ての希望がかなえられていないことの帰結である。結婚については、令和元年度にこども未来局が実施した「少子化・子育てに関する県民意識調査」において、県民の結婚に対する考えを調査した結果、未婚者の 7 割が結婚の希望を持っている一方で、独身でいる理由には、「異性と出会う機会そのものがないから」や「理想の相手にまだめぐり合えないから」、「結婚資金が足りないから」などの回答が多く、結婚したくても、出会いの機会の減少や経済的な不安により、その希望が叶えられていないことがわかった。

妊娠・出産、子育てについては、結婚後の夫婦が理想的な人数の子どもを持っていない理由としては「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」と「子育ての精神的・肉体的負担が大きいから」が大きく、子育てにかかるお金や子育てそのものへの負担が原因で、今よりも子どもが欲しいのに持てないという結果が出ている。

以上のように、県民の多くが結婚を望んでおり、また今よりも子どもが欲しいと思っているにも関わらず、その希望が実現できていないのは、出会いの機会の不足、経済的な不安、子育てに係る精神的・肉体的負担が大きな原因である。

これらの現状と課題に対応するため、結婚を希望する方が結婚できる環境づくり、医療費・保育料・教育費等の経済的負担の軽減、就労支援、地域ぐるみの子育て支援活動の推進、男女がともに子育てに関わっていける社会づくり等、結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目なく支える取組を一層推進する。

また、家庭環境や障がいの有無等にかかわらず、あらゆる子どもが健やかに育つことができるよう、子どもの貧困や児童虐待といった社会問題に対応し、またひとり親家庭や貧困家庭の子どもの未来が妨げられないように支援する。

このような施策をとおして、子育てや子育てに夢と希望を持てる社会を目指し、安心して子どもを生み育てることができる環境の整備を進めていく必要がある。

2 これまでの子育て支援に関する取組と現行計画

(1) これまでの子育て支援に関する取組と計画

「子どもは、いつの時代においても、『社会の宝』であり、『未来への希望』です。将来の福島県を担う子どもが、家庭や地域の愛に包まれながら、心身ともに健やかに育つことは、県民すべての願いです。」

これは、平成22年12月議会定例会において、県民誰もが「子育てしやすい福島県」を実感できる社会を築いていくという趣旨で、全会一致で制定された「子育てしやすい福島県づくり条例」の前文の一部である。

県では、この条例の制定を踏まえ、平成23年度から子育て支援担当理事を設置するとともに、施策を部局横断的に推進することとした。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、放射性物質による健康への不安など、福島県の子どもを取り巻く環境が大きく変化し、同年8月には、知事を本部長とした「福島県子育て支援推進本部」を新たに設置し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに県を挙げて積極的に取り組むこととした。平成24年度に、震災を踏まえた県総合計画の全面的な見直しに伴い、平成25年3月、平成22年3月に策定した「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」の一部を改訂した。

さらに、「子育てしやすい福島県づくり条例」についても、東日本大震災により生じた課題を踏まえ、平成25年9月議会定例会を経て一部改正された。

平成27年4月には、少子化の進行や東日本大震災による影響など子育て環境の変化を踏まえ、本県の未来を担う子どもや青少年の育成を総合的かつ一体的に推進するため、組織再編により保健福祉部内にこども未来局を設置した。

「ふくしま新生子ども夢プラン」（平成27年度～令和元年度）は、平成26年4月の次世代育成支援対策推進法の10年間延長等を踏まえて、平成27年3月に策定したものであり、「子どもと家庭にやさしい社会づくり」を目標に掲げ、取組を推進してきた。

また、平成28年3月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行を受け、同プランの一部改訂を行った。

令和2年2月議会定例会において、「福島県子どもを虐待から守る条例」を制定し、その前文に「将来を担う子どもたちは、かけがえのない存在であり、全ての子どもが、幸せな日々を送り、成長していく権利を有しており、それを守り育てていくことが社会全体の責務である。」ことを掲げるなど、社会全体で虐待の防止に取り組んでいくこととした。

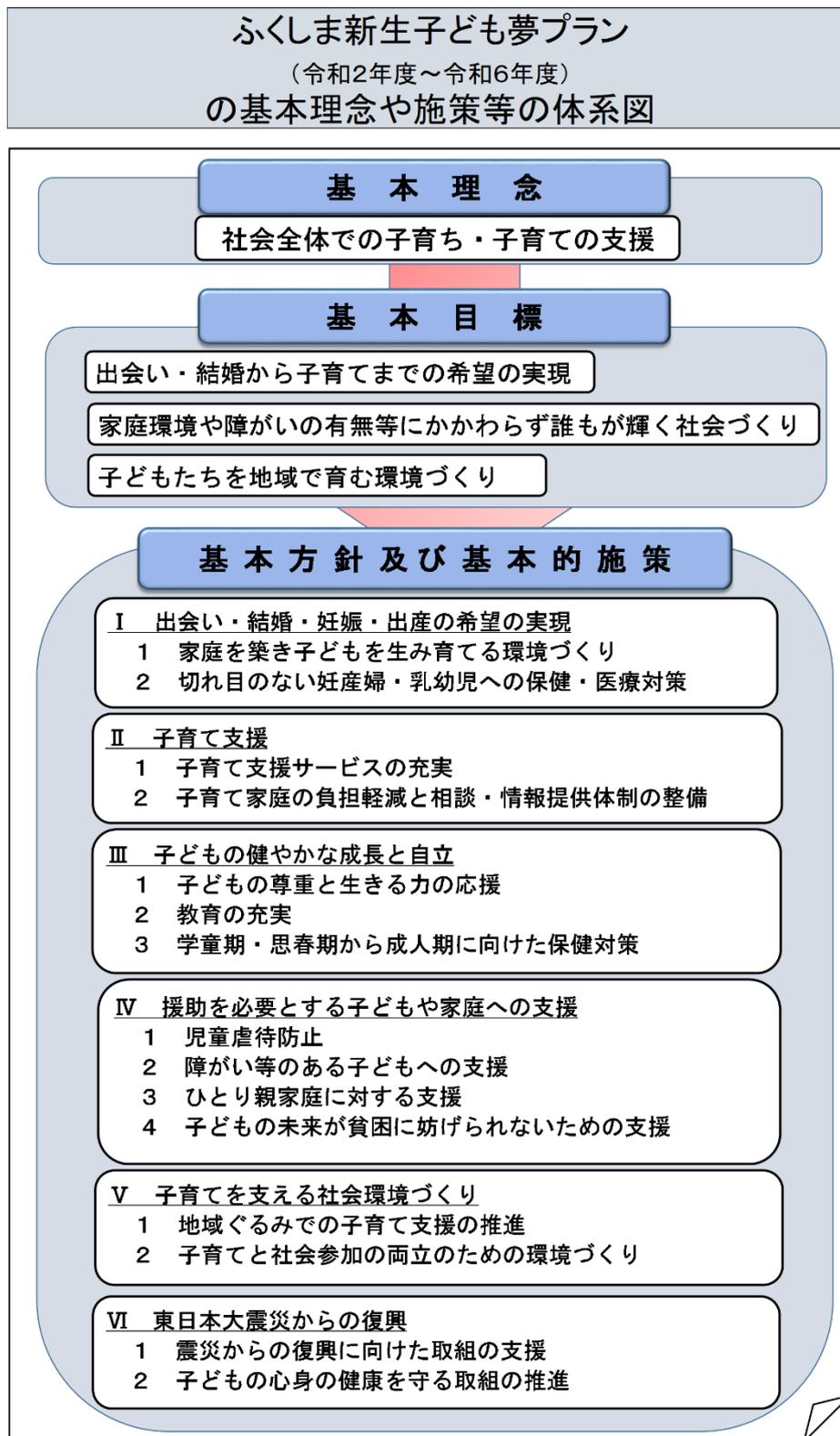
令和2年3月には、子育て等に関する施策を再構築するとともに、これまで個別計画として策定していた「福島県ひとり親家庭等自立支援計画」

の次期計画を本計画に統合した上で、「ふくしま新生子ども夢プラン」（令和2年度～令和6年度）を新たに策定し、現在、その取組を推進している。

(2) 条例に基づく基本計画の概要

「子育てしやすい福島県づくり条例」第9条において、子育て支援に係る基本的施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を定めることとされており、「ふくしま新生子ども夢プラン」（令和2年度～令和6年度）を基本計画として策定した。

本計画の基本理念・目標等は下記のとおり体系化されている。



3 令和2年度の取組概要

令和2年度において新たに策定した、「ふくしま新生子ども夢プラン（令和2年度～令和6年度）」に基づき、本県において安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちが健やかに育つことのできる環境を整備するため各施策に取り組んだ。

「Ⅰ 出会い・結婚・妊娠・出産の希望の実現」では、「結婚から子育てまでみんなで支える環境整備事業」により、独身男女の出会いの機会の創出や若者の結婚支援などに取り組み、「ふくしま子ども・女性医療支援センター運営事業」等により、安心して妊娠・出産・子育てできる保健・医療体制の整備に努めた。

「Ⅱ 子育て支援」では、「教育・保育施設整備事業」等により、保育の受け皿の整備に取り組み、「子どもの医療費助成事業」等により子育て世帯の経済的負担の軽減を図った。

「Ⅲ 子どもの健やかな成長と自立」では、「ピュアハートサポートプロジェクト」等により、いじめ等の未然防止、早期発見、解決に向けた相談体制の充実等を図り、「少人数教育推進事業」等により、「確かな学力」「豊かなこころ」「健やかな体」の育成に取り組んだ。

「Ⅳ 援助を必要とする子どもや家庭への支援」では、「発達障がい者支援体制整備事業」等により、発達障がいのある子どもの早期発見・早期療育のための支援を行い、「母子家庭等就業・自立支援事業」等により、ひとり親の就業支援を推進した。

「Ⅴ 子育てを支える社会環境づくり」では、「地域で支える子育て推進事業」等により、子育て支援団体等が実施する地域における子育て支援活動を推進し、「女性活躍促進事業」等により、男女共同参画の推進及びワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方の普及促進を図った。

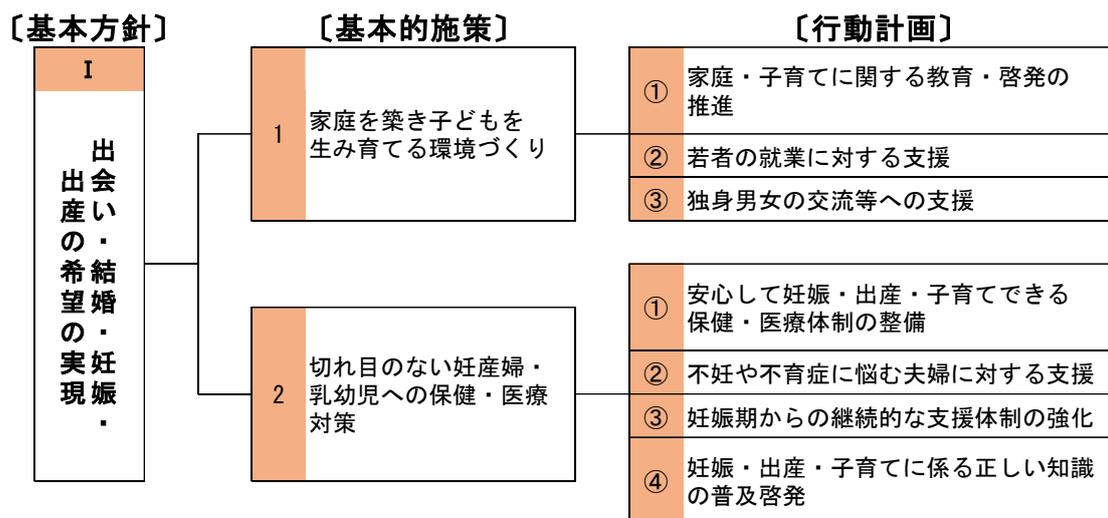
「Ⅵ 東日本大震災からの復興」では、「チャレンジふくしま 豊かな遊び創造事業」により、屋内遊び場の整備等を支援し、遊び環境の充実に努めた。また「子どもの心のケア事業」等により、震災の影響による子どもや保護者の心身のケアに取り組んだ。

令和3年度以降においても、本計画に基づき、県関係部局、市町村、企業、その他関係団体等と連携して、社会全体で子育てを支援していく体制づくりを積極的に推進していく。

第2章 子育て支援に関する重点施策

「ふくしま新生子ども夢プラン」（令和2年度～令和6年度）における6つの基本方針に係る基本的施策と行動計画に則り、令和2年度に実施した主要な事業及び指標の達成状況は次のとおりである。

〈基本方針Ⅰ〉出会い・結婚・妊娠・出産の希望の実現



【基本方針の概要】

○家庭の役割や子育ての意義等について、様々な機会を捉えて啓発を行うとともに、若者の安定的な就労や独身男女の出会いの機会の創出に向けた取組等を推進し、結婚を希望する方が結婚できるような環境づくりを進めます。

○周産期医療・小児医療体制の整備や、妊娠から出産・子育てにかけての様々な母子保健対策を推進するとともに、医療機関や学校等関係機関の連携強化を図り、切れ目ないサポート体制を推進します。

○妊娠・出産の仕組み等に関する正しい知識について、若い世代を中心に周知啓発を行います。

1 家庭を築き子どもを産み育てる環境づくり

◆課題と行動計画〈その1〉				
○現状と課題	○男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義について、時代の親となる若い世代に教育・啓発する必要がある。			
○施策の方向	○家庭の役割や子育ての意義等について、発達段階に応じて教育するとともに、様々な亜機会を捉えて啓発する。			
○行動計画	①家庭・子育てに関する教育・啓発の推進			
◆主な関連事業				
施策行動計画	I-1-①	事業名	地域でつながる家庭教育応援事業	R2実績 927千円
事業概要	本県の家庭教育推進上の大きな課題である「親の学び」を支援するために、連合PTAと連携し、家庭教育について親自身が学ぶ機会が充実するよう支援する。また、各地域で主体的に家庭教育の支援が行えるよう学習プログラムの活用をすすめるとともに、地域で子育てをする親を支援する家庭教育支援者のスキルを高めるための研修会を行う。さらに、企業と連携し地域の家庭教育を推進する。			
事業実績	(1) 家庭教育応援プロジェクト ① 福島県地域家庭教育推進協議会（年2回）6月、2月 ② 地域家庭教育推進（各地区）ブロック会議（地区7回）6月、12月～2月 ③ 親子の学び応援講座（8団体、480名参加） ④ 家庭教育応援企業推進活動（87企業 累計863企業）※各企業に実践事例集配付 ⑤ 家庭教育応援企業学習会（1企業：県中で実施） (2) 家庭教育応援リーダー育成事業 ① 家庭教育支援者全県研修（中止） ② 家庭教育支援者地区別研修（7地区362名参加）			

◆課題と行動計画〈その2〉				
○現状と課題	○派遣や非正規雇用など不安定な就労の若者が増加しており、若者の経済力が低下。			
○施策の方向	○新卒者の就職を支援するとともに、不安定就労や無職の若者が安定的な就職ができるよう支援。			
○行動計画	②若者の就業に対する支援			
◆主な関連事業				
施策行動計画	I-1-②	事業名	ふくしまで働こう！就職応援事業 外	R2実績 232,502千円
事業概要	県内及び東京に拠点を設け、学生等への就職相談から就職後の職場定着までをワンストップで支援するとともに、インターンシップの促進等により、若年者等の本県への還流につなげ、県内産業の人材確保・定着を図る。			
事業実績	・ふるさと福島就職情報センター：東京都と福島市に就職相談窓口を設置し、県内企業の紹介や就職相談などを実施し、368人が県内企業に就職した。 ・Fターンインターンシップ推進事業：186件のインターンシップを実施した。 ・つながる福島若者ネットワーク事業：アカデミア・コンソーシアムふくしまに委託した「ふくしまの大学生等県内定着促進事業」において、県内若手社会人（キャリアサポーター）と県内学生の交流イベント等を実施した。また、2月には「ふくしま若者会議～Fukushima style2.0～」をオンラインで開催。60名の若者が参加した。			

◆課題と行動計画〈その3〉

○ 現状と課題	○独身の男女が出会う機会が減少。「異性と出会う機会そのものがない」や「理想の相手にまだめぐり合えない」が独身でいる理由の上位となっている。
○ 施策の方向	○独身男女の出会いの機会の創出や若者の結婚支援などの取組を推進。
○ 行動計画	③独身男女の交流等への支援

◆主な関連事業

施策 行動計画	I-1-① I-1-③	事業名	結婚から子育てまでみんなで 支える環境整備事業	R2 実績	70,626千円
事業概要	県民が安心して家庭を持ち、子どもを生み、育てやすい社会を実現し、次世代を担う子どもたちが夢と希望と福島に対する誇りを持って健やかに成長していく環境をつくるため、ふくしま結婚・子育て応援センターを運営し、ネットワークを構築するとともに、結婚・妊娠・出産・子育てのライフステージに応じた各種事業を実施する。				
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・世話やき人登録 112人 (R3.3.31現在) ・ふくしま結婚マッチングシステム「はぴ福なび」登録者数 1,695人 ・ふくしま結婚サポーター企業登録数 444社 (R3.3.31現在) ・イクメンセミナー 6回開催 参加者35家族106人 ・孫育てセミナー 5回開催 参加者21家族69人 ・市町村企画事業24市町村 交付 				

◆主な指標

指標 番号	No.2	婚姻数						
基準 (H30)	7,685 件	R2 目標	8,000 件	実績 (R2)	6,675 件	評価 【D】	R6 目標	8,000 件

【達成状況及び今後の課題】

新型コロナウイルス感染症の流行により、結婚を控える傾向にあったと考えられ、全国的に減少しており、本県においては令和元年の7,510件から835件減(△11.1%)となった。今後も引き続き、マッチング事業で出会いの機会を創出する等により増を目指す。

【参考:全国の婚姻数】R1:599,007件 → R2:525,490件(△12.3%)

<指標の評価>

令和2年度目標値に対する実績値に応じて、達成状況を A~D で評価している。

【A】 実績値が年度目標値以上

【B】 実績値が年度目標値の5割以上となり、目標値に向けて向上した

【C】 実績値が年度目標値の5割未満であるが、目標値に向けて向上した

【D】 実績値が基準値と同じ又は下回った

実績値が基準値(計画策定時の値)以下又は実績値が未公表の場合は「-」としている。

※実績値が令和2年度以外の指標については、実績年度に対応する目標値を記載している。

2 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健・医療対策

◆課題と行動計画〈その1〉				
○現状と課題	○分娩取扱施設の減少や小児科医及び産科・産婦人科医の不足に伴い、医療体制の強化が必要。			
○施策の方向	○小児・周産期医療に必要な施設・設備整備や運営を支援するとともに、小児科医及び産科・産婦人科医の確保、育成に努める。			
○行動計画	①安心して妊娠・出産・子育てできる保健・医療体制の整備 ②不妊や不育症に悩む夫婦に対する支援			
◆主な関連事業				
施策 行動計画	I-2-①	事業名	ふくしま子ども・女性医療支援 センター運営事業	R2 実績 128,019千円
事業概要	県立医科大学の産科婦人科学講座・小児科学講座と連携し、周産期医療に携わる医師等の養成や県外からの招へいを行う。			
事業実績	<p>周産期医療を担う人材を育成し、県内に定着させるため、ふくしま子ども・女性医療支援センターにて下記の事業を行った。</p> <p>①医師招へい活動（R2.4.1～） …小児外科医1名、産婦人科医（非常勤）1名を招へい</p> <p>②医大附属病院での高度・専門医療の指導及び実践…産婦人科と小児科で実施</p> <p>③県内拠点病院への医療支援…各教員1名につき月5回以上の医療支援</p> <p>④スキルアップのための講習会・研修等の実施…各地域ごとに開催</p> <p>⑤学内における教育・研究支援…症例検討会等を定期的に開催</p> <p>⑥広報・啓発活動の実施…福島民報へのコラム連載等</p>			
施策 行動計画	I-2-①	事業名	助産師養成課程設置事業	R2 実績 72,330千円
事業概要	助産師の養成及び安定的な確保を進めるため、県立医大への助産師養成課程設置に向けた各種整備を行う。			
事業実績	<p>・福島県立医科大学内に助産師養成課程設置準備室との連携のもと、養成課程や文科省への申請準備、教員のリクルート等を実施。</p> <p>・養成課程の施設整備に係る基本設計・実施設計、地質調査、駐車場設計等を実施。</p>			
施策 行動計画	I-2-②	事業名	不妊治療支援事業	R2 実績 121,020千円
事業概要	不妊治療を受けた夫婦の経済的負担軽減のために助成を行う。			
事業実績	<p>特定不妊治療（体外受精・顕微授精）にかかった治療費の一部を助成した。</p> <p>・助成件数573件／上乗せ5件</p>			

◆課題と行動計画〈その2〉	
○現状と課題	○妊娠から出産・産後における様々な母子保健対策について、得られた情報を関係機関間で共有することが十分にできず、有効な支援に結びついていない。
○施策の方向	○妊娠から出産・子育てにかけて様々な母子保健対策を推進するとともに、医療機関や学校等との連携強化、子育て世代包括支援センター機能の充実などを図り、切れ目ないサポート体制を推進。 ○妊娠・出産の仕組み等に関する正しい知識の周知啓発。
○行動計画	③妊娠期からの継続的な支援体制の強化 ④妊娠・出産・子育てに係る正しい知識の普及啓発

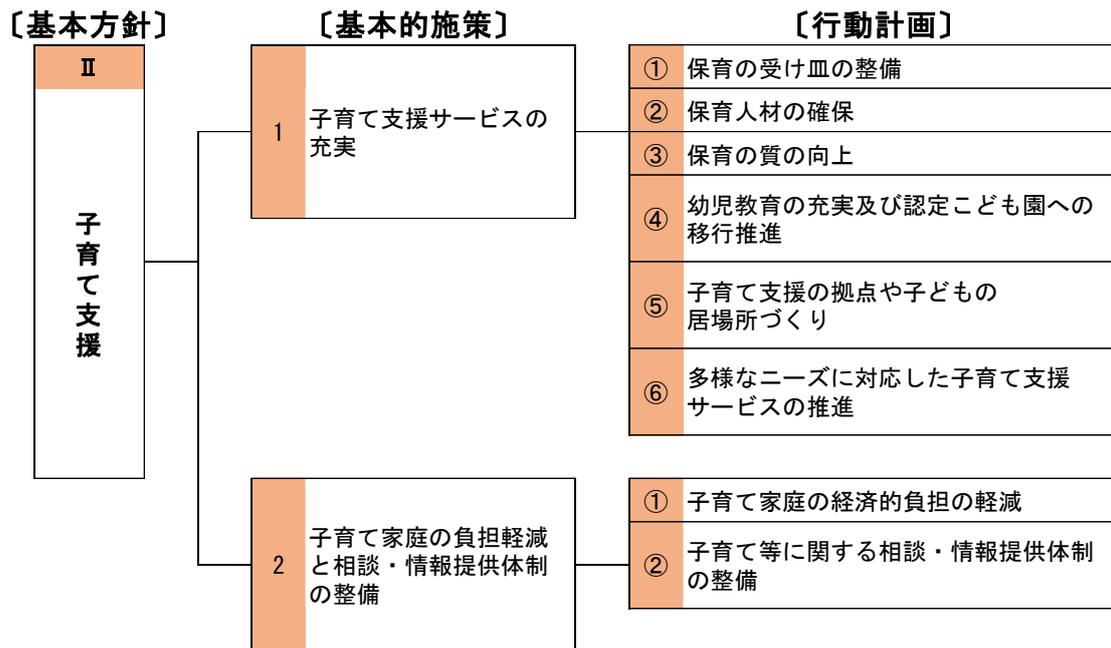
◆主な関連事業					
施策 行動計画	I-2-③	事業名	子育て世代包括支援センター 機能充実事業	R2 実績	1,673千円
事業概要	妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターにおいて、支援が必要な家庭の早期発見・早期支援を行う体制を整備し、子育て世代包括支援センターの機能を充実させるための事業を実施する。				
事業実績	母子健康手帳を配布された妊婦全員と面接を行い、心身の健康状態や生活環境を確認している市町村に対し、面接の際に配布する広報啓発物品の購入、作成、配布に必要な費用の一部を補助した。 ・補助対象 12市町村				
施策 行動計画	I-2-④	事業名	妊産婦等支援事業 (妊婦連絡票等活用事業を除く)	R2 実績	202千円
事業概要	核家族化・地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が求められていることから、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うための事業を実施する。				
事業実績	地域の特性に応じた、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うための事業を実施した。 ・女性のミカタ健康サポートコール事業 専用電話相談件数91件				

◆主な指標								
指標 番号	No.6	合計特殊出生率						
基準 (H30)	1.53	R2 目標	1.56	実績 (R2)	1.48	評価 【D】	R6 目標	1.61
【達成状況及び今後の課題】 新型コロナウイルス感染症の流行により、妊娠等を控える傾向にあったと考えられ、全国的に減傾向にあるが、本県は令和元年の1.47から0.01上昇している。今後も引き続き、出産・子育てしやすい環境づくりを進める。 【参考:全国の合計特殊出生率】R1:1.36 → R2:1.34(△0.02)								
指標 番号	No.11	産後うつ傾向の割合						
基準 (H30)	11.5 %	R2 目標	低下を 目指す	実績 (R1)	11.1	評価 【A】	R6 目標	低下を 目指す
【達成状況及び今後の課題】 重点的に妊産婦のメンタルヘルスケアの取組がなされたこともあり、減少傾向になっている。引き続き関係機関と連携し取り組んでいく。								

【基本方針 I に係る指標一覧】

施策に関する指標名	年度	基準値 (計画改定時の値)	年度	目標値	年度目標値	実績値 (令和2年度)	令和2年度 達成率	達成 状況
		A						
I 出会い・結婚・妊娠・出産の希望の実現								
1 県立高校生の就職決定率(県立高等学校全日制・定時制)	H30	99.7 %	R6	100.0 %	99.8 %	99.6 %	—	D
2 婚姻数	H30	7,685 件	毎年	8,000 件	8,000 件	6,675 件	—	D
3 未婚率(20~49歳の男性)	H27	46.1 %	R6	低下を目指す	—	— %	—	—
4 未婚率(20~49歳の女性)	H27	32.8 %	R6	低下を目指す	—	— %	—	—
5 出生数	H30	12,495 人	R6	増加を目指す	—	11,215 人	—	D
6 合計特殊出生率	H30	1.53	R6	1.61	1.56	1.48	—	D
7 周産期死亡率(出生数千人対)	H30	3.9	R5	3.6 以下	3.8	3.9	0.0%	D
8 産科・産婦人科医師数(出生数千人対)	H30	10.2	R5	11.3	10.7	—	—	—
9 乳児死亡率(出生数千人対)	H30	2.2	R6	減少を目指す	—	R1 2.5	—	D
10 特定不妊治療費助成件数	H30	1,375 件	適切に対応する		—	573 件	—	—
11 産後うつ傾向の割合	H30	11.5 %	R6	低下を目指す	—	R1 11.1 %	—	A
12 出産後1か月時の母乳育児の割合(混合栄養を含む)	H30	90.3 %	R6	上昇を目指す	—	R1 91.5 %	—	A
13 1歳6か月児健康診査の受診率	H29	98.1 %	R6	100.0 %	98.4 %	H30 96.9 %	—	D
14 3歳児健康診査の受診率	H29	97.5 %	R6	100.0 %	97.9 %	H30 96.3 %	—	D
15 養育支援訪問事業実施市町村率	H30	86.4 %	R6	100.0 %	90.9 %	88.1 %	37.5%	C
16 3歳児のむし歯のない者の割合	H29	79.1 %	R4	90.0 %	81.3 %	H30 81.2 %	96.3%	B

〈基本方針Ⅱ〉子育て支援



【基本方針の概要】

- 増加する保育ニーズに対応するため、施設整備等により入所定員数を拡充し待機児童の解消を図るとともに、質の高い幼児教育・保育サービスを提供するため、人材確保及び人材育成を推進します。
- 多様なニーズに応えるため、保護者の状況等に合わせた地域子育て支援拠点や放課後児童クラブ等の子どもの居場所づくりなど、子育て施策の一層の充実を図ります。
- 医療費、保育料、教育費等について、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、子育てや学校生活に関する様々な不安や悩みについて、気軽に相談できるような体制を整備・運営します。

1 子育て支援サービスの充実

◆課題と行動計画〈その1〉				
○現状と課題	○未就学児童数が減少する一方、保育所の入所児童数は増加傾向にあり、子育ては家庭が担うものから社会全体で支えるものへと移行。 ○保育所等の施設整備が進み入所定員が増加しているが、都市部を中心として、待機児童解消には至っていない。			
○施策の方向	○増加する保育ニーズに対応するため、保育所や教育・保育を一体的に行う認定こども園の施設整備を促進するなど入所定員数を拡充し待機児童の解消を図る。			
○行動計画	①保育の受け皿の整備			
◆主な関連事業				
施策 行動計画	Ⅱ-1-① Ⅱ-1-④	事業名	認定こども園施設整備事業	R2 実績 258,128千円
事業概要	幼児期の教育・保育環境を整備するため、民間の認定こども園の整備を行う市町村に対して支援する。【認定こども園の幼稚園機能部分】			
事業実績	10市町11施設の認定こども園の整備に対して補助を行った。			
施策 行動計画	Ⅱ-1-① Ⅱ-1-④	事業名	教育・保育施設整備事業	R2 実績 711,024千円
事業概要	幼児期の教育・保育環境を整備するため、民間の保育所等の整備を行う市町村に対して支援する。【保育所及び認定こども園の保育所機能部分】			
事業実績	6市8施設の保育所、認定こども園、小規模保育事業所の整備に対して補助を行った。			
施策 行動計画	Ⅱ-1-①	事業名	保育の受け皿確保のための施設整備緊急対策事業	R2 実績 18,363千円
事業概要	待機児童解消を加速化するため、小規模保育事業所の設置を行う市町村に対し、事業主負担分の一部を補助する。			
事業実績	2市2施設の小規模保育施設の整備に対して交付決定を行った。			

◆課題と行動計画〈その2〉					
○現状と課題	○保育の受け皿整備が進む一方で、保育士不足により所定の定員まで児童を受け入れられない施設も見られる。 ○量の確保に加えて、認可外保育施設を含め保育の質の向上に努める必要がある。				
○施策の方向	○質の高い幼児教育・保育サービスを提供するため、人材確保及び人材育成を推進。				
○行動計画	②保育人材の確保 ③保育の質の向上 ④幼児教育の充実及び認定こども園への移行推進				
◆主な関連事業					
施策 行動計画	Ⅱ-1-②	事業名	保育人材確保対策事業	R2 実績	7,737千円
事業概要	福島県子ども・子育て支援事業計画に基づき、必要となる保育士等を確保するため各種事業を行う。				
事業実績	福島県保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士等及び保育所等に対して相談及び就労支援を行った。また、就労支援説明会及び保育士就職フェアを開催し人材確保に努めた。 ・就労支援説明会 6回開催 参加者183名 ・保育士就職フェア 1回開催 参加者24名				
施策 行動計画	Ⅱ-2-③	事業名	保育の質の向上支援事業	R2 実績	49,410千円
事業概要	保育所、認定こども園、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業に従事する職員の資質向上及び人材確保を行うため、各種研修を実施する。				
事業実績	保育所、認定こども園、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業に従事する職員の資質向上及び人材確保のため、子育て支援員研修（修了者657名）、放課後児童支援員認定資格研修（受講者295名）、放課後児童支援員等資質向上研修（受講者257名）、保育士等キャリアアップ研修（修了者1,197名）及び潜在保育士再就職支援研修（参加者15名）を実施した。				
施策 行動計画	Ⅱ-1-③	事業名	認可外保育施設運営支援事業	R2 実績	117,140千円
事業概要	認可外保育施設へ通う子どもの利用料を負担するとともに、認可外保育施設の衛生環境や職員の保育の質の向上を図るための、経費の補助や研修を行う。				
事業実績	5市町10施設に利用児童健康診断費助成や運営支援の補助を行った。 また、認可外保育施設の保育の質の向上のための研修を行い、74名が修了した。 また、幼児教育・保育の無償化による認可外保育施設へ通所している子どもの利用者負担分に係る給付を市町村へ行った。				
施策 行動計画	Ⅱ-1-③	事業名	【新規】 ふくしま保育環境向上支援事業	R2 実績	9,711千円
事業概要	質の高い保育を提供することを目的に、幅広い分野の専門家から成る公益社団法人こども環境学会と連携し、保育環境の向上に必要な施策を総合的に実施する。				
事業実績	保育環境向上のためセミナー及びワークショップを実施した。また、13施設に対して補助した。				

◆課題と行動計画〈その3〉				
○ 現状と課題	○共働き世帯の増加など社会環境の変化により、子どもの居場所について、保護者のニーズが高まっている。			
○ 施策の方向	○多様なニーズに応えるため、保護者の働く時間や個人の都合、対象の児童の状況等に合わせた地域子育て支援拠点や放課後児童クラブ等の子どもの居場所づくりなど様々な子育て施策の一層の充実を図る。 ○子ども子育て支援施策が地域の実情に応じて引き続き着実に進められるように市町村を支援する。			
○ 行動計画	⑤子育て支援の拠点や子どもの居場所づくり ⑥多様なニーズに対応した子育て支援サービスの推進			
◆主な関連事業				
施策 行動計画	Ⅱ-1-⑤ Ⅱ-1-⑥	事業名	地域の子育て支援事業	R2 実績 2,170,585千円
事業概要	市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき実施する市町村事業を支援するために交付金を交付する。			
事業実績	53市町村に対して補助した。			
施策 行動計画	Ⅱ-1-⑤	事業名	ユースプレイス自立支援事業	R2 実績 11,455千円
事業概要	ひきこもりやニートなど社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に対し、居場所「ユースプレイス」を提供し、社会性を身に付けさせ、就労意欲を高めるプログラムへの参加等を通じて、若者の社会的自立を目指すための事業を実施する市町村に、ユースプレイスの設置・運営費の一部を補助する。			
事業実績	ひきこもりやニートなどの困難を抱える若者に対し、居場所（ユースプレイス）を提供し、各種プログラム実施することで、若者の社会的自立を支援する12市町村に対し、事業費の補助を行った。 ・登録者数：82名 うち就労・進学：18名 うち他機関へ移行：7名			
施策 行動計画	Ⅱ-1-⑤	事業名	放課後児童クラブ施設整備事業	R2 実績 18,630千円
事業概要	市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブの整備を促進することにより、児童受入環境の整備推進を図る。			
事業実績	3市町村9クラブに対して補助を行った。			
施策 行動計画	Ⅱ-1-⑥	事業名	家庭訪問型子ども支援事業	R2 実績 623千円
事業概要	家庭訪問型の子育て支援を実施する団体の設立支援に向けた支援を行うため、ホームスタートに携わる支援者を育成する。また、子どもやその家族、子育て支援者等を対象に講演会を開催し、ホームスタート事業の周知をはかる。			
事業実績	ホームスタート事業の中核となるオーガナイザーの育成研修と、子どもやその家族、子育て支援者等を対象とした子どもの心身の健康や子育てに関する講演会を、福島県ホームスタート協議会に委託して実施した。 ・研修会 1回開催 受講者6名（5市町村から） ・講演会 3回開催 参加者95名			

2 子育て家庭の負担軽減と相談・情報提供体制の整備

◆課題と行動計画〈その1〉					
○ 現状と課題	○ 県民意識調査において「医療費助成、保育料軽減等の子育て世帯への経済的支援」を行政に期待する回答が最も多い（令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施）。				
○ 施策の方向	○ 幼児教育・保育の無償化に加え、医療費、教育費等について、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。				
○ 行動計画	① 子育て家庭の経済的負担の軽減				
◆主な関連事業					
施策 行動計画	Ⅱ-2-①	事業名	子どもの医療費助成事業	R2 実績	2,958,659千円
事業概要	県内で安心して子どもを生み、育てやすい環境づくりを進めるため、市町村が行う子ども医療費助成事業に対して補助を行う。				
事業実績	県内で安心して子どもを生み、育てやすい環境づくりを進めるため、市町村が行う子ども医療費助成事業に対して補助を行った。 ・補助先 59市町村				
施策 行動計画	Ⅱ-2-①	事業名	子どものための教育・保育 給付事業	R2 実績	7,323,656千円
事業概要	市町村が提供する教育・保育の実施について運営費や体制整備への支援を行う。				
事業実績	特定教育・保育施設及び地域型保育事業への給付費等の支給に要する費用を負担した。				
施策 行動計画	Ⅱ-2-①	事業名	ふくしま保育料支援事業	R2 実績	75,777千円
事業概要	保育所等に入所する第3子以降の3歳未満児にかかる保育料について、市町村が減免する額の一部を支援する。				
事業実績	保育所等及び認可外保育施設を利用する多子世帯の保育料負担を減免する事業の一部を補助した（37市町村、1,486人）				
施策 行動計画	Ⅱ-2-①	事業名	未来に進もう！ こどもの夢応援事業	R2 実績	10,526千円
事業概要	高校卒業時に児童養護施設等を退所する児童のうち、大学等へ進学を希望する児童に対して支援給付金を支給することにより、児童が望む進路選択を支援する。				
事業実績	児童養護施設退所者等のうち大学等へ進学した者を対象に、生活給付金を9名に、入学支度金を6名に、臨時給付金を4名に給付した。				

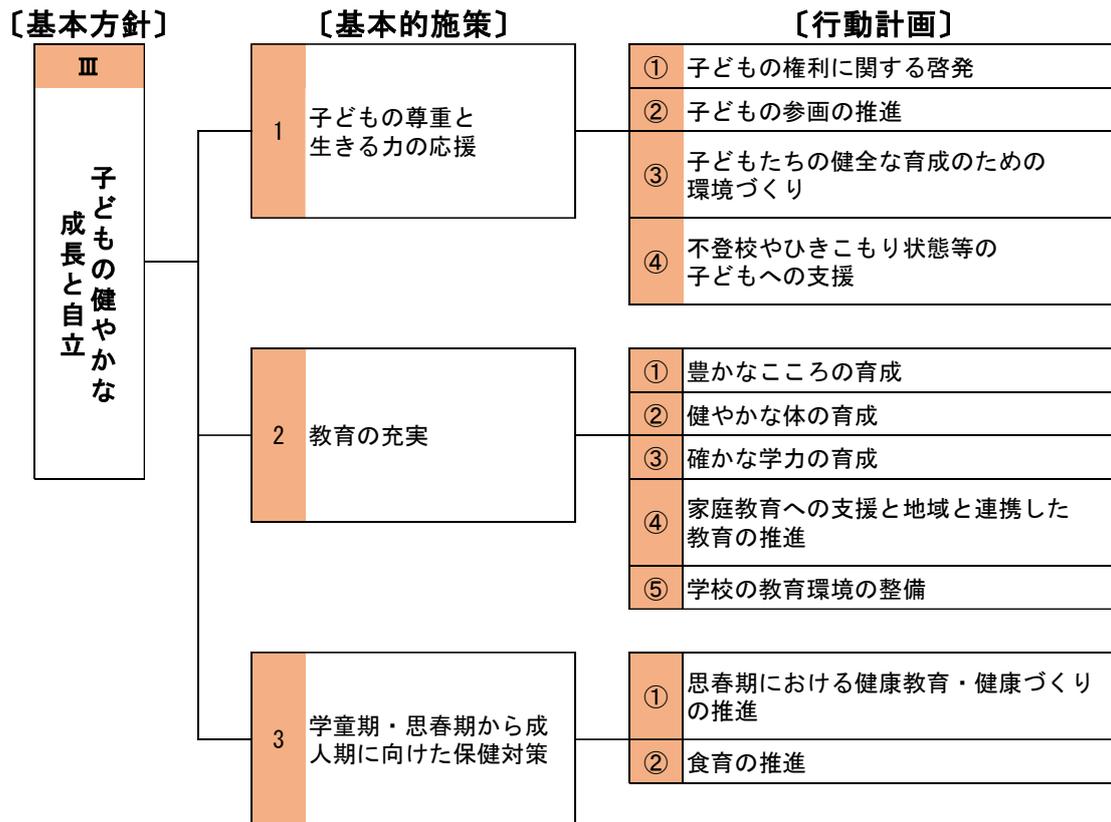
◆課題と行動計画〈その2〉					
○現状と課題	○核家族化の進行や地域社会における人間関係の希薄化等に伴い、育児不安が増大するとともに、児童虐待、いじめ、不登校等の問題が顕在化。				
○施策の方向	○子育てや学校生活に関する様々な不安や悩みについて、気軽に相談できるような体制づくりを進めるとともに、子育てに関する正しい知識等について、幅広くきめ細かな情報提供ができる体制づくりを進める。				
○行動計画	②子育て等に関する相談・情報提供体制の整備				
◆主な関連事業					
施策 行動計画	Ⅱ-2-②	事業名	家庭児童相談室費事業経費	R2 実績	6,665千円
事業概要	児童相談所の各相談室に家庭相談員3名を配置し、児童の養育などの問題について相談指導を行う。				
事業実績	各児童相談所に家庭相談員を配置し、児童の養育等に関する相談指導を行い、児童の福祉の向上を図った。 ・対応件数 718件				
施策 行動計画	Ⅱ-2-②	事業名	こどもを守る地域ネットワーク推進事業 (児童家庭支援センター運営事業)	R2 実績	25,523千円
事業概要	子どもとその家庭や子どもに関わる支援者からの専門的な相談に応じるとともに、市町村への助言や援助、里親支援などを児童相談所や関係機関と連携して行う児童家庭支援センターを設置する。				
事業実績	県内2か所にある児童家庭支援センターに補助を行い、センターでは子育て相談をはじめ、関係機関と連携し、子どもに関する相談業務や必要な助言などを行い、地域に密着した児童相談支援業務が行われた。				

◆主な指標								
指標 番号	No.17	保育所入所希望者に対する待機児童数の割合						
基準 (R1)	0.8 %	R2 目標	0.6 %	実績 (R2)	0.4 %	評価 【A】	R6 目標	0.0 %
【達成状況及び今後の課題】 保育所等の整備により、定員が増加したことなどから、待機児童数が減少した。引き続き、待機児童の解消に向け、保育施設の整備、保育士の人材確保及び各種研修等による保育の質の向上や、認可外保育施設への支援などを推進する。								
指標 番号	No.20	放課後児童クラブの申込児童に対する待機児童数の割合						
基準 (R1)	2.2 %	R2 目標	1.8 %	実績 (R2)	3.6 %	評価 【D】	R6 目標	0.0 %
【達成状況及び今後の課題】 申込児童数が増加したこと等により割合が増加した。放課後児童支援員が不足しているため、放課後児童支援員認定資格研修を開催し、人員確保に努める。								

【基本方針Ⅱに係る指標一覧】

施策に関する指標名	年度	基準値 (計画改定時の値)	年度	目標値 B	年度目標値 C	実績値 (令和2年度) D	令和2年度 達成率 (D-A)/ (C-A)	達成 状況	
		A							
Ⅱ 子育て支援									
17 保育所入所希望者に対する待機児童数の割合	R1	0.8 %	R6	0.0 %	0.6 %		0.4 %	200.0%	A
18 保育士等が配置基準に満たない施設における不足する保育士等の数	H30	30 人	R6	減少を目指す	—		61 人	—	D
19 地域子育て支援拠点施設数	H30	121 ヶ所	R6	126 ヶ所	123 ヶ所		129 ヶ所	400.0%	A
20 放課後児童クラブの申込児童に対する待機児童数の割合	R1	2.2 %	R6	0.0 %	1.8 %		3.6 %	—	D
21 延長保育実施施設数	H30	343 ヶ所	R6	408 ヶ所	365 ヶ所		376 ヶ所	150.0%	A
22 病児保育実施施設数	H30	28 ヶ所	R6	33 ヶ所	30 ヶ所		31 ヶ所	150.0%	A

〈基本方針Ⅲ〉子どもの健やかな成長と自立



【基本方針の概要】

○子どもを一個人であることを十分に認識することが重要であり、子どもたち自らが意見を表明できるような機会や、子どもの意識・立場に立った視点の強化を推進するとともに、子どもが心身ともに健やかに育つことができる環境づくりを進めます。

○家庭は子どもが育つ基盤であり、保護者が子育てや教育についての第一義的責任を有することを踏まえて、家庭や地域における教育を推進するとともに、東日本大震災等を踏まえた道徳教育、防災教育、理数教育、自然体験教育、放射線教育など、ふくしまならではの教育を実施して、震災後の福島県にあって「生き抜く力」を育みます。

○性教育、薬物乱用の防止、肥満や痩身等に関する様々な健康教育の充実を図るとともに、家庭・学校等・地域が一体となった食育推進体系の整備を推進するなど、思春期からの健康づくりを推進します。

1 子どもの尊重と生きる力の応援

◆課題と行動計画〈その1〉	
○ 現状と課題	○児童への虐待や学校でのいじめなどは、子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。
○ 施策の方向	○子どもの権利に関する啓発を広く行うとともに、子どもの権利に関する教育の充実を図る。
○ 行動計画	①子どもの権利に関する啓発

◆主な関連事業					
施策 行動計画	Ⅲ-1-①	事業名	児童福祉月間の啓発普及 (電話相談窓口カード作成)	R2 実績	184千円
事業概要	児童福祉の理念の普及・啓発を図るため、5月1日から5月31日までを「児童福祉月間」と定め、「子どもの権利条約」の普及・啓発物として悩みごと相談窓口カードの作成・配布を実施する。				
事業実績	主に小学校5年生を対象に、子どもの権利条約の普及・啓発を目的に27,000枚を作成、配布した。				
施策 行動計画	Ⅲ-1-①	事業名	ピュアハートサポートプロジェクト (人権教育開発事業)	R2 実績	918千円
事業概要	県教育委員会が、人権教育に関し実践的な研究を行う市町村教育委員会に対し人権教育地域推進事業として委託し、当該市町村教育委員会は、人権意識を培うための学校教育の在り方について実践的な研究を行う。				
事業実績	モデル地区として、広野町(子ども園1園、小学校1校、中学校1校)を設置し、家庭や地域との連携に根ざした実践研究、研究公開を行った。				

◆課題と行動計画〈その2〉	
○ 現状と課題	○「児童の権利に関する条約」において、子どもの最善の利益を尊重するとともに、子どもが生きる権利、自由に意見を表明する権利を有すること等が定められている。
○ 施策の方向	○子どもの意識・立場に立った対応を推進するとともに、地域における子どもの積極的な参画を通して、子どもたちの意見の施策への反映やふるさと福島への愛着心の醸成を図る。
○ 行動計画	②子どもの参画の推進

◆主な関連事業					
施策 行動計画	Ⅲ-1-②	事業名	少年の主張大会活動事業	R2 実績	44千円
事業概要	青少年の健全育成を目的とした少年の主張大会を開催するほか、報告書を作成する。				
事業実績	福島県内の中学生を対象に、社会や世界に向けての意見、未来への希望や提案、家庭・学校生活・社会(地域活動)及び身の回りや友達との関わりなど幅広いテーマで発表作品を募集。115校から11,097点の応募があり、県大会で最優秀賞1名、優秀賞5名、優良賞10名の表彰を行った。 最優秀賞1名は、北海道・東北ブロック選考会を経て全国大会に進み「国立青少年教育振興機構奨励賞」を受賞した。				

◆課題と行動計画〈その3〉				
○ 現状と課題	○子どもたちの健全な育成のため社会全体が連携して環境を改善する必要がある。			
○ 施策の方向	○子どもたちが心身ともに健やかに育つことができる環境づくりを推進。			
○ 行動計画	③子どもたちの健全な育成のための環境づくり			
◆主な関連事業				
施策 行動計画	Ⅲ-1-③	事業名	青少年健全育成県民総ぐるみ運動	R2 実績 83千円
事業概要	青少年の健全育成や非行防止について、より効果的に周知するとともに、青少年を社会全体で育む機運を醸成するため、学校の夏休み期間である7～8月に焦点を合わせ、青少年健全育成県民総ぐるみ運動を展開する。			
事業実績	福島の将来を担う青少年が心身ともに健やかに成長することを願い、「生かそう、きずな。未来のために！」のスローガンの下、7月から8月の2ヶ月間にわたる青少年健全育成県民総ぐるみ運動を行った。 ・リーフレット作成配布 7,000枚			

◆課題と行動計画〈その4〉				
○ 現状と課題	○いじめの認知件数は近年著しく増加しており、不登校の児童生徒数についても、震災前と比較して増加。			
○ 施策の方向	○いじめ等の未然防止、早期発見、解決に向けた組織的対応に向け、相談体制の充実等を図る。			
○ 行動計画	④不登校やひきこもり状態等の子どもへの支援			
◆主な関連事業				
施策 行動計画	Ⅲ-1-④	事業名	ピュアハートサポートプロジェクト	R2 実績 664,335千円
事業概要	教育相談体制の整備、道徳教育の充実、教員の指導力の向上、地域等との連携を目指して、スクールカウンセラー等の配置、電話相談窓口の設置、研修会等を実施する。			
事業実績	・いじめの問題解消と未然防止、不登校等の学校不適應問題の解決に加えて東日本大震災、原発事故被害によるストレス、不安に対して心のケアを行う目的でスクールカウンセラーが派遣された。スクールカウンセラー小学校135校、中学校211校、高校86校、特別支援学校2校に配置。 ・多様な問題に直面している児童生徒を支援するため、スクールソーシャルワーカーを配置した。7教育事務所21名、30市町村33名。			
施策 行動計画	Ⅲ-1-④	事業名	ひきこもり対策推進事業	R2 実績 27,716千円
事業概要	ひきこもり状態の人やその家族の相談先として「ひきこもり支援センター」を設置する。また、ひきこもりの状態にある本人やその家族を支援することを目的として、ひきこもり家族教室を実施する。			
事業実績	福島県ひきこもり支援センターを福島市黒岩にある青少年会館に設置し、ひきこもり本人とその家族からの相談に対応した。（委託先：福島県青少年育成県民会議） ・延べ相談件数：1,152件（実267件） 各保健福祉事務所において、ひきこもり家族教室を開催した。29回開催（延べ260人参加）			

2 教育の充実

◆課題と行動計画〈その1〉

○ 現状と課題	○少子高齢化、高度情報化、国際化、環境問題の深刻化など急激に変化する現代社会においては、個人は自立して他と協調しながらその生涯を切り拓いていくとともに、社会の形成者として積極的な役割を果たしていくことがより一層求められる。
○ 施策の方向	○子どもたちが自立して社会で生き、個人として豊かな生活を送るため、「確かな学力」「豊かなこころ」「健やかな体」をバランスよく育て、震災後の福島県にあって「生き抜く力」を育むとともに、ふくしまの発展を支える社会の一員として必要な資質を養っていく。
○ 行動計画	①豊かなこころの育成 ②健やかな体の育成 ③確かな学力の育成 ⑤学校の教育環境の整備

◆主な関連事業

施策 行動計画	Ⅲ-2-①	事業名	ピュアハートサポートプロジェクト (道徳教育実践研究事業)	R2 実績	683千円
事業概要	学習指導要領の趣旨を生かした道徳教育の質の向上とその一層の充実を図るため、学校・地域の実情に応じて主体的に行う道徳教育に関する多様な取組みに支援を行う。				
事業実績	震災を経験した本県だからこそその視点と学習指導要領の趣旨に基づくという2つの視点で、研修会や協議会の充実を図るとともに、教職員、保護者、地域住民を対象にしたリーフレットを定期的に発刊した。				
施策 行動計画	Ⅲ-2-②	事業名	ふくしまっ子 体力向上総合プロジェクト	R2 実績	34,245千円
事業概要	原発事故による屋外での活動制限等により子どもの体力低下や肥満の増加など新たな健康課題が生じた。これらの課題の解決のため、学校・家庭・地域が一体となった体力向上や食育等による健康増進に向けた事業を総合的に展開する。				
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校体育専門アドバイザー7名雇用(6月～雇用) ・食習慣・肥満等の健康教育に係る専門家派遣 延べ29回 ・自分手帳の活用 県内小学4年生に配布 ・なわとびコンテスト 長なわ跳び(小94校、中2校参加)、短なわ跳び(小1,898人、中48人参加) 				
施策 行動計画	Ⅲ-2-③	事業名	【新規】 ふくしま創生人財育成事業	R2 実績	12,267千円
事業概要	福島県の魅力を生徒自身に発見させて郷土理解を深めさせるとともに、生徒と自治体や企業との接点を増やすことで、「地方創生」という課題を生徒にも共有させ、人材の育成につなげる。				
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ふくしま創生サミットについては、10月～11月に6地区に分かれて実施した。 ・ふくしま高校生社会貢献活動コンテストについては、予選に約20グループがエントリーし、書類選考により11グループが12月の本選に出場した。 ・地域人材を活かした課題探究学習をサポートする「地域コーディネーター」を、葵高校と喜多方高校に配置した。また、2校を含む会津地区の高校の課題探究学習の成果をレポートとしてまとめた。 ・各校の特色ある郷土理解教育を支援する取組については22校を指定し、それぞれの特徴に応じた独自性のある郷土理解教育を立案・実施してもらい、報告書を取りまとめた。また、22校の代表教員による連絡協議会を10月に実施し、情報を共有した。 ・アクティブ・ラーナー養成研修会を6月と2月に実施した。2月の研修会はオンライン開催の形態を取った。 				

施策 行動計画	Ⅲ-2-⑤	事業名	少人数教育推進事業			R2 実績	5,918,334千円
事業概要	小学1,2年、中学1年における「30人学級」、小学3～6年、中学2,3年における「30人程度学級」の編制を可能とし、一人一人の児童生徒に対してのきめ細かな教育の充実を図る。						
事業実績	学力面では、令和2年度の全国学力・学習状況調査が中止となり、経年比較の考察ができない状況ではあるが、平成31年度の調査結果より、小学校国語、中学校国語はおおむね全国平均である。児童生徒質問紙の結果においても、授業内容がよく分かるという児童生徒の割合が年々増加傾向にあり、児童生徒の学習意欲や目的意識の向上も見られ、成果が表れている。また、生徒指導面では、問題行動等調査の結果において、全国平均と比較すると、暴力行為の発生件数や不登校児童生徒の出現数の割合が少ないなど、少人数教育のよさが生かされている。						

◆課題と行動計画〈その2〉

○ 現状と課題	○核家族化の進行やライフスタイルの多様化などに加えて、震災の影響により家庭や地域を取り巻く環境も大きく変化している。
○ 施策の方向	○家庭は子どもが育つ基盤であり、保護者が子育てや教育についての第一義的責任を有することを踏まえて、家庭や地域における教育を推進。
○ 行動計画	④家庭教育への支援と地域と連携した教育の推進

◆主な関連事業

施策 行動計画	Ⅲ-2-①	事業名	地域学校協働本部事業			R2 実績	135,552千円
事業概要	未来を担う子どもたちを健やかに育むために、学校と地域が相互に連携・協力を進めるとともに、互いの役割を明確に認識し対等な協働関係を築くことにより、社会総がかりでの教育の実現を目指す。特に震災後の子どもたちを取り巻く環境の変化に対応するための支援を行い、教育環境の復興を加速させる。						
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・評価検証委員会（委員数12名、3回開催） ・地域学校協働活動事業（21市町村、33本部、119校・園実施。地域学校協働活動事業連絡協議会 1回。地域学校協働活動事業推進フォーラム 1回） ・放課後子ども教室事業（34市町村、2支援学校、121教室実施） ・学校・家庭・地域連携サポート事業（地域学校協働研修会 全県研修1回、地域研修6回。地域連携担当教職員等研修会地域研修7回） 						

◆主な指標

指標 番号	No.23	ふくしま学力調査で前年度より学力を伸ばした児童生徒の割合（公立小学校5年生～中学校2年生 国語、算数・数学）						
基準	—	R2 目標	70.0%以上	実績 (R2)	—	評価 【—】	R6 目標	70.0%以上
【達成状況及び今後の課題】 令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の状況を受け、調査を中止。								

3 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

◆課題と行動計画〈その1〉

○ 現状と課題	○震災以降外遊びが制限された影響などで県内の子どもの肥満が増加し、徐々に改善傾向が見られるものの、依然として高い状況。 ○ライフスタイルの変化等により、朝食の欠食や子どもが一人で食事を摂る孤食など食習慣の乱れが問題となっており、栄養・食生活と肥満との関連について注視していく必要がある。
○ 施策の方向	○思春期の若者に対して、性に関する正しい知識の普及や相談体制の整備、飲酒・喫煙・薬物乱用防止対策の推進、無理なダイエット等による痩身や肥満等に関する様々な健康教育の充実を図る。 ○児童及び保護者に対する望ましい食生活の普及、健康な食習慣の定着、体験型の食育活動の充実、地産地消の推進を図るなど、家庭・学校等・地域が一体となった食育推進体系の整備を推進する。
○ 行動計画	①思春期における健康教育・健康づくりの推進 ②食育の推進

◆主な関連事業

施策 行動計画	Ⅲ-3-①	事業名	学校すこやかプラン	R2 実績	737千円
事業概要	児童生徒の現代的健康課題を解決するため、地域の保健関係機関、保護者等との効果的な連携を図り、支援体制の整備充実や健康教育担当教員の資質向上のため研修会を行う。				
事業実績	健康教育推進者研修会を3会場で実施。参加者356名。				
施策 行動計画	Ⅲ-3-②	事業名	ふくしまから はじめよう。元気なふくしまっ子を育てる食環境整備事業 (健康教育課)	R2 実績	2,490千円
事業概要	原子力発電所の事故に起因する屋外での活動制限等から子どもの体力低下や肥満の増加など新たな健康課題が生じたため、これらの課題を解決するため、学校・家庭・地域が一体となった体力向上や食育等による健康増進に向けた事業を総合的に展開する。				
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・食育指導者研修会 1回開催 ・食環境を考える会 3地域で実施(各1回) ・指導者向け作物栽培研修 6名参加(8月6日・8月7日) ・朝食について見直そう週間運動 11月のみ実施 朝食摂取率96.5%(11月) 				

◆主な指標

指標 番号	No.35	朝食を食べる児童生徒の割合 (公立幼・小・中・高・特別支援学校)						
基準 (H30)	96.6 %	R2 目標	上昇を 目指す	実績 (R2)	96.5 %	評価 【D】	R6 目標	上昇を 目指す

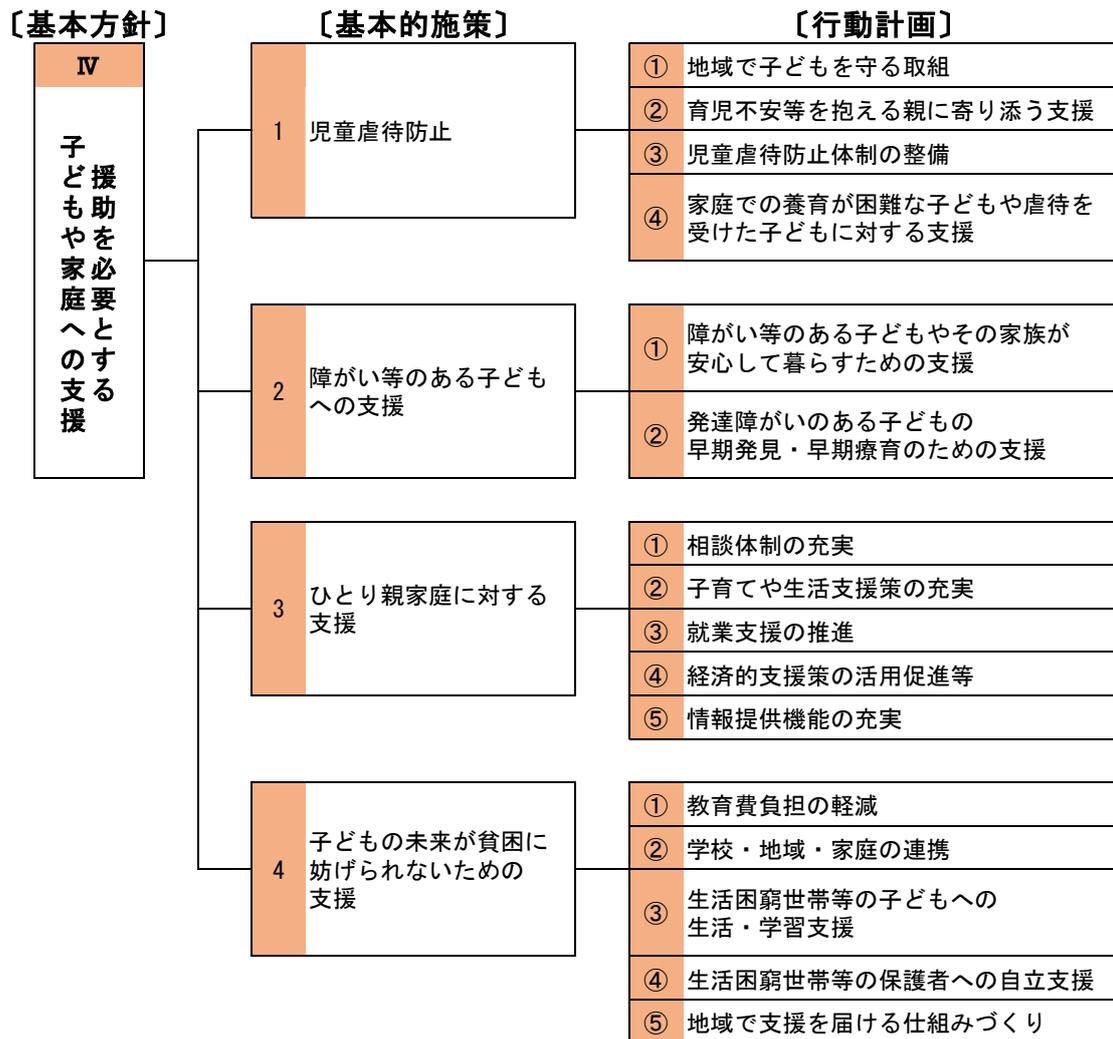
【達成状況及び今後の課題】

0.1ポイントの減とわずかに下回ったもののほぼ横ばいと言っていいと思われるが、令和元年度末から令和2年度当初にあった学校の一斉休業による生活習慣の乱れがみられたことから、このことが上昇とならなかった一因と考えられる。各学校において食育推進コーディネーターを中心に朝食摂取について促していく。

【基本方針Ⅲに係る指標一覧】

施策に関する指標名	年度	基準値 (計画改定時の値)	年度	目標値 B	年度目標値 C	実績値 (令和2年度) D		令和2年度 達成率 (D-A)/ (C-A)	達成 状況
		A							
Ⅲ 子どもの確やかな成長と自立									
23		なし	毎年	70.0%以上	70.0%		— %	—	—
24	R1	98.9	R6	100.0	99.1以上		—	—	—
25	R1	101.1	R6	101.8	101.2以上		—	—	—
26	R1	99.3	R6	100.0	99.4以上		—	—	—
27	R1	100.1	R6	101.0	100.3以上		—	—	—
28	H30	15.1人	R6	適切に対応する	—	R1	16.4人	—	—
29	H30	3.0件	R6	減少を目指す	—	R1	5.2件	—	D
30	R1	86.6%	R6	100.0%	89.3%		83.7%	—	D
31	H30	4.3%	R6	低下を目指す	—	R1	4.1%	—	A
32	H30	7.7	R6	減少を目指す	—	R1	7.3	—	A
33	R1	3.5%	R6	低下を目指す	—		2.9%	—	A
34	H30	78.0%	R6	100.0	85.3%		76.3%	—	D
35	H30	96.6%	R6	上昇を目指す	—		96.5%	—	D

〈基本方針Ⅳ〉援助を必要とする子どもや家庭への支援



【基本方針の概要】

○近年増加傾向にある児童虐待に適切に対応するための体制を強化するとともに、家庭での養育が困難な子どもや虐待を受けた子どもへの支援の充実を図っていきます。

○障がいのある子どもが地域で安心して暮らすための支援体制の充実を図っていきます。

○ひとり親家庭等自立支援計画を本計画に統合し、就労支援や経済的支援など総合的に取組を推進していくとともに、経済的な困窮などの様々な困難を抱える子どもの未来が妨げられないための支援をします。

1 児童虐待防止

◆課題と行動計画〈その1〉

○ 現状と課題	○児童福祉法の改正により、子どもが権利の主体であることや体罰の禁止などが示されており、子どもの権利と生命を守るための取組が必要。
○ 施策の方向	○地域住民に対し、体罰によらない子育ての必要性や児童虐待防止について普及啓発を行う。
○ 行動計画	①地域で子どもを守る取組

◆主な関連事業

施策 行動計画	IV-1-①	事業名	【新規】子どもを守ろう！ 見守りサポーター養成事業	R2 実績	3,000千円
事業概要	子どもの虐待防止プログラム（CAP）を子どもと大人に実施し、虐待防止と子どもの権利擁護の普及啓発を図る。				
事業実績	福島県CAPグループ連絡会に委託し県内の保育園、幼稚園、小中学校等で子どもの虐待防止プログラムを実施した。 ・実施回数74回、参加者数1,310名（子ども：766名 大人：544名）				

◆課題と行動計画〈その2〉

○ 現状と課題	○全国的に児童虐待死亡事例は0歳児が多く、児童虐待防止のためには、妊娠期からの支援が必要。
○ 施策の方向	○悩みを抱える妊産婦等を早期に把握し、相談支援につなげる体制づくりに取り組む。
○ 行動計画	②育児不安等を抱える親に寄り添う支援

◆主な関連事業

施策 行動計画	IV-1-②	事業名	子どもを守る地域ネットワーク推進事業 （子ども家庭総合支援拠点スタートアップ 事業）	R2 実績	174千円
事業概要	市町村における子ども家庭総合支援拠点設置を推進するため、専門家による助言、研修、視察など拠点設置準備に必要な費用を補助する。				
事業実績	2町に対して補助を行った。				

◆課題と行動計画〈その3〉				
○ 現状と課題	○児童虐待の相談件数が著しく増加しており、地域住民や市町村、県及び関係機関が連携し児童虐待防止に取り組むことが求められている。			
○ 施策の方向	○身近な地域における児童虐待防止のための相談体制整備の推進や専門性の向上を図るとともに、専門機関である児童相談所の体制及び対応する関係機関の体制を強化する。			
○ 行動計画	③児童虐待防止体制の整備			
◆主な関連事業				
施策行動計画	IV-1-③	事業名	児童相談所費行政経費（児童相談所相談・連携体制強化事業）	R2実績 1,940千円
事業概要	児童相談所において、児童虐待ケース等の進行管理、記録作成、統計処理、警察など他機関との円滑な情報共有をより適切に行い、児童の安全確保のための業務を児童相談所が行うため、共通入力フォーマットによるデータベース化を行う。			
事業実績	児童相談所情報管理システムを導入し、児童虐待ケース等の進行管理、記録の作成、他機関との情報共有をより円滑に行える体制を整えた。			

◆課題と行動計画〈その4〉				
○ 現状と課題	○家庭での養育が困難な子どもや虐待を受けた子どもの支援について、里親による養育や児童養護施設等の小規模化・地域分散化を推進するとともに、子どもの家庭復帰や自立後の支援の充実を図る必要がある。			
○ 施策の方向	○里親委託推進の取組や児童養護施設等への小規模化・地域分散化に向けた支援を行うとともに、子どもの家庭復帰のための支援や自立した後の経済面や生活、就労の支援を行う。			
○ 行動計画	④家庭での養育が困難な子どもや虐待を受けた子どもに対する支援			
◆主な関連事業				
施策行動計画	IV-1-④	事業名	里親総合対策事業（里親訪問支援等事業）	R2実績 10,098千円
事業概要	県内4か所の児童相談所に里親コーディネーターを配置し、関係機関との連携、調整を行うことにより里親委託の推進を図るとともに、里親と委託された里子に対し、家庭訪問等による相談や支援を行う。			
事業実績	県内4か所の児童相談所に里親コーディネーターを配置し、関係機関との連携、調整を行うことにより里親委託の推進を図った。また、県内4児相合わせて144世帯の里親宅を訪問し、委託されている里親に対して相談や支援を行った。			
施策行動計画	IV-1-④	事業名	児童入所施設措置費（県立施設を除く）	R2実績 1,976,856千円
事業概要	児童福祉施設に入所している子どもの健やかな育ちを支援するために、措置費を支弁する。			
事業実績	児童福祉法に基づき、児童入所施設への入所措置又は里親への委託措置を行った場合に要する経費を負担した。 ・児童養護施設8箇所、ファミリーホーム4箇所、自立援助ホーム2箇所、母子生活支援施設1箇所、助産施設1箇所			

◆主な指標								
指標 番号	No.37	里親等委託率						
基準 (H30)	24.6 %	R2 目標	上昇を 目指す	実績 (R2)	30.5 %	評価 【A】	R6 目標	上昇を 目指す
【達成状況及び今後の課題】 県社会的養育推進計画(H30年度策定)に基づき、里親等委託を推進してきており、委託率は年々上昇している。今後も、児童相談所等の関係機関と連携を図り、里親等委託の推進に取り組んでいく。								

2 障がい等のある子どもへの支援

◆課題と行動計画〈その1〉					
○現状と課題	○障がいのある子どもに生活能力向上のための訓練等の支援を行う障害児通所支援事業所は年々増加しているが、地域によって整備の状況に差が見られ、事業所における支援サービスの質の確保が課題。 ○増加する医療的ケア児とその保護者・家族が、地域で安心して生活できるよう、関係機関が連携した総合的な支援体制が必要。				
○施策の方向	○障がいのある子どもやその家族が、障がい種別や年齢に応じた適切な支援サービスが受けられるよう、地域における支援体制の確保に努める。 ○医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、教育等各関連分野が協働する支援体制の構築に努める。				
○行動計画	①障がい等のある子どもやその家族が安心して暮らすための支援				
◆主な関連事業					
施策 行動計画	IV-2-①	事業名	総合療育センター施設運営費	R2 実績	236,254千円
事業概要	手足又は体幹の機能が不自由な児童に対し、通所又は入所により治療、訓練、生活指導、教育等を行うとともに、総合的な外来診療を実施する。				
事業実績	心身障がい児の早期発見・早期療育体制を確立して障がいの除去、軽減を図るとともに、社会参加を促進するため、医療看護、理学療法、作業療法、言語療法等を行った。				
施策 行動計画	IV-2-①	事業名	児童措置費 (障がい児通所給付費等)	R2 実績	1,432,418千円
事業概要	障がい児が児童発達支援や放課後等デイサービス等の通所支援を利用するために必要な経費を負担する。				
事業実績	障がい児通所支援事業所における児童発達支援や放課後デイサービス等の、障がい児通所支援に要する費用を負担した。				
施策 行動計画	IV-2-①	事業名	医療的ケア児保育支援モデル事業	R2 実績	1,700千円
事業概要	保育所等において医療的ケア児を受け入れる体制を整備する場合に、その費用の一部を補助することで、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。				
事業実績	1市1施設の医療的ケア児を受け入れている施設への看護師配置費用に対して補助を行った。				

◆課題と行動計画〈その2〉

○現状と課題	○発達障がい児（者）に対しては、早期に発見し、早期からの療育支援に加え、ライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援を行うための関係機関の連携が求められる。
○施策の方向	○発達障がい児（者）に対しては、早期発見・早期支援の考え方に立ち、支援機関の連携を図るとともに、地域の支援者の養成や発達障がいに対応した医療機関の確保等に努める。
○行動計画	②発達障がいのある子どもの早期発見・早期療育のための支援

◆主な関連事業

施策 行動計画	IV-2-②	事業名	発達障がい者支援体制整備事業	R2 実績	8,149千円
事業概要	発達障がい児（者）のライフステージに応じた支援体制整備のため、発達障がい地域支援マネージャーの配置、かかりつけ医等対応力向上研修、ペアレントプログラム等を実施する。				
事業実績	<p>身近な地域で適切な発達障がい支援が受けられる体制整備のため、各地域に発達障がい地域支援マネージャーを配置するとともに、関係機関との各種会議や市町村、保育所・幼稚園職員、障害児通所支援事業所等の職員、かかりつけ医等の研修会、ペアレント・プログラムを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達障がい地域支援マネージャー 県内7圏域に配置 発達障がい者支援センター連絡協議会 年1回開催 発達障がい児支援者スキルアップ事業（方部別研修会） 8回開催 発達障がい児支援者スキルアップ事業（支援研修会） 2回実施 かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修 2回実施 ペアレント・プログラム 県内7か所で実施 				

◆主な指標

指標 番号	No.39	障害児通所支援事業所数						
基準 (H30)	237ヶ所	R2 目標	増加を 目指す	実績 (R2)	358ヶ所	評価 【A】	R6 目標	増加を 目指す
【達成状況及び今後の課題】 各圏域のニーズを踏まえた事業所の増加を促進するとともに、利用者への支援の質の向上のための取り組み等を行っていく。								
指標 番号	No.40	障害児通所支援事業所の利用児童数						
基準 (H30)	4,168人	R2 目標	増加を 目指す	実績 (R2)	5,197人	評価 【A】	R6 目標	増加を 目指す
【達成状況及び今後の課題】 各圏域のニーズを踏まえた事業所の増加を促進するとともに、利用者への支援の質の向上のための取り組み等を行っていく。								

3 ひとり親家庭に対する支援

◆課題と行動計画〈その1〉

○ 現状と課題 ↓	○ひとり親家庭において親は、家計維持と子育てを一人で担っており、社会的に孤立しやすい状況にあります。また、しつけが行き届かないなどの悩みや教育・進学に関する不安を抱えている。
○ 施策の方向 ↓	○ひとり親家庭等に身近なところで、子育てや仕事をはじめ生活全般に関する情報提供や助言を行う支援体制の充実を図る。
○ 行動計画	①相談体制の充実

◆主な関連事業

施策 行動計画	IV-3-①	事業名	ひとり親家庭等生活支援事業	R2 実績	2,621千円
事業概要	ひとり親家庭の相談支援を行うとともに、食育や健康管理、家計管理等に関する講習会、ひとり親同士の情報交換会等を実施する。				
事業実績	<p>ひとり親家庭の生活を支援するため、県内で事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数 6回（会津若松市、いわき市、相馬市、南会津町、猪苗代町、棚倉町） ・参加人数 計67名 ・内容 家計管理、生活支援講習会、就職相談、参加者同士の情報交換、生活の悩み相談 等 				

◆課題と行動計画〈その2〉

○ 現状と課題 ↓	○ひとり親家庭等の自立のためには、安定した就業収入の確保が重要となるが、子育ての負担感や就業経験の少なさ等様々な制約から、多くのひとり親が不安定な雇用にならざるを得ない状況になっている。
○ 施策の方向 ↓	○ひとり親家庭等の状況を的確に把握し、その状況に応じたきめ細やかな就業支援を目指すとともに、就職に有利な資格取得等職業能力の向上を図る。
○ 行動計画	②子育てや生活支援策の充実 ③就業支援の推進

◆主な関連事業

施策 行動計画	IV-3-③ IV-3-⑤	事業名	母子家庭等就業・自立支援事業	R2 実績	15,066千円
事業概要	ひとり親家庭の自立の促進を図るため、福島県母子家庭等就業・自立支援センターを設置し、専門の相談員を配置して就業相談、求人情報の提供、職業紹介等を実施する。				
事業実績	<p>母子家庭等就業・自立支援センターを設置し、母子家庭等に対する就業相談を行うとともに、求人情報の提供、職業紹介、企業訪問等による求人開拓を行うことにより、母子家庭の母等の自立促進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規求人数200件 ・求職相談件数898件 ・新規求職登録者数91名 ・就職者数36名 				

◆課題と行動計画〈その3〉

○ 現状と課題	○離別・死別に関わらずひとり親家庭に至るまでには、親も子も何らかの喪失感を抱えているうえ、ひとり親家庭になってからは生活が大きく変化し、住まいと収入の確保、子どもの養育等様々な困難に直面することになる。
○ 施策の方向	○ひとり親家庭の経済的支えである児童扶養手当をはじめ、福祉資金の貸付、ひとり親家庭医療費助成などにより、経済面での支援に努める。 ○ひとり親家庭であることの制約や困難を可能な限り緩和し、心身ともに健康で豊かな生活を営めるよう、ひとり親になる前の段階からの切れ目ない情報提供に努める。
○ 行動計画	④経済的支援策の活用促進等 ⑤情報提供機能の充実

◆主な関連事業

施策 行動計画	IV-3-④	事業名	児童扶養手当給付費	R2 実績	1,306,621千円
事業概要	ひとり親世帯の生活の安定と自立のため、父又は母と生計を同じくしていない児童を監護する母等に児童扶養手当を支給する。				
事業実績	ひとり親世帯において、父又は母と生計を同じくしていない児童を監護する父、母若しくは養育者に対して、手当を支給した。 ・受給者数（県認定） 2,644人（令和3年3月末時点）				
施策 行動計画	IV-3-④	事業名	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費（貸付金）	R2 実績	35,291千円
事業概要	母子（父子）家庭及び寡婦の経済的自立の助成、扶養している児童の福祉の増進を図るため、修学資金等の資金の貸付事業を行う。				
事業実績	ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、経済的な自立や児童の修学などに必要な資金の貸付を行った。 ・母子福祉資金 61人 父子福祉資金 6人 寡婦福祉資金 2人 合計 69人				

◆主な指標

指標 番号	No.42	ひとり親家庭の親の就業率						
基準 (R1)	89.2 %	R2 目標	上昇を 目指す	実績 (R2)	—	評価 【—】	R6 目標	上昇を 目指す
【達成状況及び今後の課題】 ひとり親家庭の問題解決を支援するとともに、就業と子育ての両立を目指すため、相談支援体制の充実を図り、自立に向けた総合的・包括的な支援体制を構築する。 (就業率については、次期計画策定時に調査を行って更新する。)								

4 子どもの未来が貧困に妨げられないための支援

◆課題と行動計画〈その1〉

○ 現状と課題 ↓	○ それぞれの家庭が抱える問題は、多様で必ずしも一つだけではないことから、経済的な困窮などの様々な困難を抱えている家庭でも、学ぶ意欲と能力のある子どもが将来の夢をかなえられるよう支援を届ける必要がある。
○ 施策の方向 ↓	○ 幼児期から高等教育までの様々な段階における、切れ目のない教育費負担の軽減に取り組む。
○ 行動計画	①教育費負担の軽減

◆主な関連事業

施策 行動計画	IV-4-①	事業名	私立高等学校就学支援事業	R2 実績	79,446千円
事業概要	私立高等学校を設置する学校法人が被生活保護世帯等の生徒に対して授業料等の免除等を行った場合、免除額等を補助する。				
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象法人数 16法人 (17高等学校) ・ 対象生徒数 被生活保護、家計急変世帯 2人 <li style="padding-left: 20px;">災害、準生活保護世帯 49人 <li style="padding-left: 20px;">中所得者 636人 <li style="padding-left: 20px;">専攻科の生徒 80人 				
施策 行動計画	IV-4-①	事業名	高校等奨学資金給付事業	R2 実績	688,956千円
事業概要	低所得世帯の高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学資金を給付する。				
事業実績	高校生等のいる低所得世帯に対し、教育の機会均等を図ることを目的とし、授業料以外の教育に必要な経費を支援した。 ・ 給付件数：5,566件				

◆課題と行動計画〈その2〉					
○ 現状と課題	○生活困窮世帯など特に支援が必要と考えられる世帯において、生活困窮者自立支援制度等の必要な支援制度の情報が届いていない傾向が見て取れることから、更に制度の理解と利用促進を図る必要がある。				
○ 施策の方向	○早期に生活支援や福祉制度につなげるため、学校と地域・家庭の連携や、児童生徒への心理的な支援に取り組む。 ○生活困窮世帯等の子どもの生活・学習支援等に取り組む。 ○経済的な困窮など複合的な困難を抱える保護者の状況に合った包括的な自立支援に取り組む。				
○ 行動計画	②学校・地域・家庭の連携 ③生活困窮世帯等の子どもへの生活・学習の支援 ④生活困窮世帯等の保護者への自立支援				
◆主な関連事業					
施策 行動計画	IV-4-②	事業名	ピュアハートサポート プロジェクト（再掲）	R2 実績	664,335千円
事業概要	教育相談体制の整備、道徳教育の充実、教員の指導力の向上、地域等との連携を目指して、スクールカウンセラー等の配置、電話相談窓口の設置、研修会等を実施する。				
事業実績	・いじめの問題解消と未然防止、不登校等の学校不応問題の解決に加えて東日本大震災、原発事故被害によるストレス、不安に対して心のケアを行う目的でスクールカウンセラーが派遣された。スクールカウンセラー小学校135校、中学校211校、高校86校、特別支援学校2校に配置。 ・多様な問題に直面している児童生徒を支援するため、スクールソーシャルワーカーを配置した。7教育事務所21名、30市町村33名。				
施策 行動計画	IV-4-③	事業名	福島県子どもの学習支援事業	R2 実績	23,427千円
事業概要	貧困の世代間連鎖の解消を目指すため、生活困窮者等の世帯の小学生、中学生及び高校生を対象に高校進学支援及び高校中退防止の取組等を行う。				
事業実績	支援実績 ・県北・・・28件、県中・・・16件、県南・・・8件、会津・・・9件、南会津・・・6件、相双・・・17件				
施策 行動計画	IV-4-④	事業名	母子家庭等就業・自立支援事業 （再掲）	R2 実績	15,066千円
事業概要	ひとり親家庭の自立の促進を図るため、福島県母子家庭等就業・自立支援センターを設置し、専門の相談員を配置して就業相談、求人情報の提供、職業紹介等を実施する。				
事業実績	母子家庭等就業・自立支援センターを設置し、母子家庭等に対する就業相談を行うとともに、求人情報の提供、職業紹介、企業訪問等による求人開拓等を行うことにより、母子家庭の母等の自立促進を図った。 ・新規求人件数200件 ・求職相談件数898件 ・新規求職登録者数91名 ・就職者数36名				

◆課題と行動計画〈その3〉

○ 現状と課題	○地域で子どもの健やかな成長を見守る場などとして広まっている子ども食堂などの子どもの居場所については、資金やスタッフなどが不足しており、地域で子育てを支える仕組みへの支援が必要。
○ 施策の方向	○支援が届かない、届きにくい子どもや家庭に配慮し、早期の支援につなげるための仕組みづくりを進める。
○ 行動計画	⑤地域で支援を届ける仕組みづくり

◆主な関連事業

施策 行動計画	IV-4-⑤	事業名	こどもの居場所地域連携推進事業	R2 実績	1,500千円
事業概要	子どもの居場所を地域へつなげるための支援を行う民間団体に対して所要経費を補助する。				
事業実績	子どもの居場所づくりを支援する取組を実施する1団体に対し事業費を補助し、その取組を広報し、県内での取り組みの広がりに繋げた。				
施策 行動計画	IV-4-⑤	事業名	こどもの将来応援事業	R2 実績	3,474千円
事業概要	各種支援制度をまとめたリーフレット・ガイドブックを配布するとともに、支援情報をまとめたポータルサイトを運営する。				
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学2年生を対象に支援情報を掲載した「将来の夢応援ガイドブック」を作成し、配布した。 ・ 来年度に新たに小学1年生になるこどもの親へ支援情報を掲載した「子どもの夢応援リーフレット」を作成し、配布した。 ・ 支援情報をスマホ等から確認できる「将来の夢応援サイト」を開設した。 				

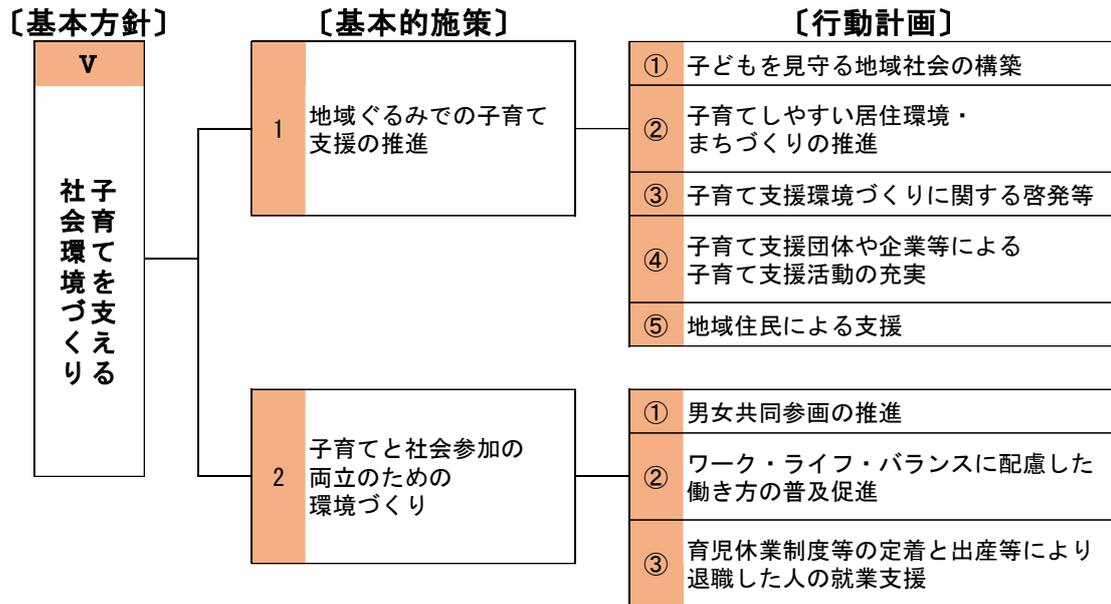
◆主な指標

指標 番号	No.43	生活保護世帯の子どもの進学率(高校等)						
基準 (H30)	92.4 %	R2 目標	上昇を 目指す	実績 (R1)	97.0 %	評価 【A】	R6 目標	上昇を 目指す
【達成状況及び今後の課題】 目標は達成したが、親からの貧困の連鎖を断ち切るため、引き続き支援を必要としている世帯に支援を届けられるように、高校進学について活用できる支援制度の周知を図る。								
指標 番号	No.44	生活保護世帯の子どもの進学率(大学等)						
基準 (H30)	24.5 %	R2 目標	上昇を 目指す	実績 (R1)	23.3 %	評価 【D】	R6 目標	上昇を 目指す
【達成状況及び今後の課題】 生活保護上の取扱いとして、保護を利用しながらの大学等進学が認められていない制度上の問題もあるが、親からの貧困の連鎖を断ち切るため、引き続き支援を必要としている世帯に支援を届けられるように、大学等の進学に活用できる支援制度の周知を図る。								

【基本方針Ⅳに係る指標一覧】

施策に関する指標名	年度	基準値 (計画改定時の値)	年度	目標値 B	年度目標値 C	実績値 (令和2年度) D	令和2年度 達成率 (D-A)/ (C-A)	達成 状況
		A						
Ⅳ 援助を必要とする子どもや家庭への支援								
36 児童虐待相談対応件数	H30	1,549 件	R6	適切に対応する	—	1,871 件	—	—
37 里親等委託率	H30	24.6 %	R6	上昇を目指す	—	30.5 %	—	A
38 個別の教育支援計画の作成率	H30	81.4 %	R6	100.0 %	87.6 %	97.4 %	258.1%	A
39 障害児通所支援事業所数	H30	237 ヶ所	R6	増加を目指す	—	358 ヶ所	—	A
40 障害児通所支援事業所の利用児童数	H30	4,168 人	R6	増加を目指す	—	5,197 人	—	A
41 ひとり親家庭への医療費助成事業受給資格登録世帯数	R1	16,182 世帯	R6	適切に対応する	—	15,356 世帯	—	—
42 ひとり親家庭の親の就業率	R1	89.2 %	R6	上昇を目指す	—	— %	—	—
43 生活保護世帯の子どもの進学率(高校等)	H30	92.4 %	R6	上昇を目指す	—	R1 97.0 %	—	A
44 生活保護世帯の子どもの進学率(大学等)	H30	24.5 %	R6	上昇を目指す	—	R1 23.3 %	—	D

〈基本方針Ⅴ〉子育てを支える社会環境づくり



【基本方針の概要】

○子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりや子育てしやすい生活環境づくりを推進します。

○社会全体で子育て世帯への支援を進めるため、関係機関と連携を図りながら地域ぐるみでの子育て支援活動がさらに推進されるよう支援します。

○男女がともに子育てに関わっていく社会づくりを進めるとともに、子育てをしながら働き続けることのできる環境づくりのため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進して、職場における子育て支援の促進を一層図ります。

1 地域ぐるみでの子育て支援の推進

◆課題と行動計画〈その1〉					
○ 現状と課題	○子どもが犯罪や事故に遭わないような安全・安心で子育てしやすいまちづくりを行う必要がある。				
○ 施策の方向	○子どもを見守る地域社会を構築するとともに、子育てしやすい生活環境づくりを推進する。				
○ 行動計画	①子どもを見守る地域社会の構築 ②子育てしやすい居住環境・まちづくりの推進				
◆主な関連事業					
施策 行動計画	V-1-①	事業名	ゾーン対策事業	R2 実績	79,778千円
事業概要	<p>小学校の通学路や住宅街などに「ゾーン30」の区域（ゾーン）を定め、その区域を通過する自動車の速度抑制・通過交通抑制を面的に行い、生活道路における歩行者の安全を確保する。 （「ゾーン30」内における速度30キロの区域規制、車両通行禁止規制、車両の走行速度を物理的に抑制するためのハンプの設置及び路側帯のカラー化などを推進。）</p>				
事業実績	通学路や住宅街などの生活道路における歩行者の安全を確保するため、交通規制の見直しや、交通信号機の新設、路側式標識の設置を行った。				
施策 行動計画	V-1-②	事業名	福島県多世代同居・近居推進事業	R2 実績	80,000千円
事業概要	多世代同居・近居による子育て環境や高齢者見守りの充実等を図るため、親世帯と子ども世帯が同居・近居するための住宅取得やりフォームに対し、補助する。				
事業実績	【補助件数】103件 うち、子育て加算：101件				
施策 行動計画	V-1-②	事業名	おもいやり駐車場利用制度推進事業 やさしいまちづくり推進事業	R2 実績	1,451千円
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・おもいやり駐車場利用制度推進事業 人にやさしいまちづくり推進条例の理念を踏まえ、車いす利用者用駐車施設にパーキングパーミット制度を導入するとともに、駐車施設の適正利用を図る。 ・やさしいまちづくり推進事業 人にやさしいまちづくり推進条例に基づき、「やさしさマークの交付」及び「うつくしま、ふくしまのHPへの掲載」を行う。 				
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・おもいやり駐車場利用証の交付実績はR2年度 5,169件、おもいやり駐車場の協力施設数は前年度を15件上回り1,240件に達した。 ・やさしさマークの交付実績はR2年度2件であり、過去5年の平均（約4件）を下回っている状況にある。 				

◆課題と行動計画〈その2〉					
○ 現状と課題	○本県の三世帯同居率は全国に比べて高いとはいえ、核家族化の進行や地域社会の連帯感の希薄化等により、子育て世帯の孤立化が進んでいる。				
○ 施策の方向	○社会全体で子育てを支援していく環境づくりを推進するため、関係機関と連携を図りながら、子育て支援の在り方等について意見交換等を行い、施策への反映を目指す。 ○子育て世帯への支援を進めるためには、子育て支援団体等と協力・連携していくことが不可欠であり、これらの団体の連携を図ることによって、地域における子育て支援活動が更に推進されるよう支援する。				
○ 行動計画	③子育て支援環境づくりに関する啓発等 ④子育て支援団体や企業等による子育て支援活動の充実 ⑤地域住民による支援				
◆主な関連事業					
施策 行動計画	V-1-③	事業名	子育て・子育て環境づくり総合対策推進事業（地域で支える子育て推進事業 除く）	R2 実績	653千円
事業概要	本県の子育て支援の進捗状況報告等のため、「福島県子ども・子育て会議」を開催する。また、子ども・子育て支援新制度の着実な実施のため、県、市町村、関係団体で地域ごとの課題共有や利害調整等を行う。				
事業実績	子ども・子育て会議0回、計画部会0回、認定こども園部会1回（オンライン）開催 ※新型コロナウイルス感染症の影響により実施せず。				
施策 行動計画	V-1-④	事業名	子育て応援パスポート事業	R2 実績	1,605千円
事業概要	子育てしやすい県づくりの機運を高めるため、国、地方自治体、事業者が一体となって子育てを応援する仕組みとして、子育て支援サービスが受けられるパスポートを子育て家庭に対し交付する。				
事業実績	子育て世帯を対象に子育て支援事業の広報物作成や、子育て家庭へ配布する子育て応援パスポートカードの増刷等を行った。 ・子育て応援パスポートカード 15,000枚増刷 ・子育て応援パスポート事業協賛ステッカー 300部作成				
施策 行動計画	V-1-④	事業名	子育て・子育て環境づくり総合対策推進事業（地域で支える子育て推進事業）	R2 実績	5,642千円
事業概要	地域の特性を生かした自主的な子育て支援や親支援の活動を促進し、地域全体で子育てを支援する機運の一層の推進を図るため、民間団体や市町村の取り組みを支援する。				
事業実績	民間団体が実施する地域の子育て支援や、市町村が独自の創意工夫により実施する子育て支援について補助を行った。 ・民間団体 9件、補助額 4,748千円 ・市町村 2件、補助額 894千円				
施策 行動計画	V-1-⑤	事業名	地域の寺子屋推進事業	R2 実績	0千円
事業概要	社会全体で子育てを支援する機運を醸成するため、昔ながらの遊びや伝統を子どもたちに伝える「地域の寺子屋」、避難高齢者と地域の子どもたちとの交流を行う「避難先の子どもと避難区域の高齢者との交流事業」を実施する。				
事業実績	新型コロナウイルス感染症の流行により中止				

◆主な指標								
指標番号	No.49	ファミたんカード協賛店舗数						
基準(H30)	4,040店舗	R2目標	4,193店舗	実績(R2)	3,938店舗	評価【D】	R6目標	4,500店舗
【達成状況及び今後の課題】 令和2年度に行った協賛店舗の現況確認の結果、協賛廃止及び廃業している店舗が多く見られた。今後は県内に複数店舗を展開する企業を中心に協賛を呼びかける等の対応をしていく。								
指標番号	No.50	「県内で子育てしたい」と思っている人の割合						
基準(R1)	61.8 %	R2目標	維持・上昇を目指す	実績(R2)	67.1 %	評価【A】	R6目標	維持・上昇を目指す
【達成状況及び今後の課題】 現状値よりも上昇しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、出産・子育ての負担は増加しているものと考えられることから、引き続き、地域の子育て支援の取組に対して補助する等により、出産・子育てしやすい環境づくりを推進する。								

2 子育てと社会参加の両立のための環境づくり

◆課題と行動計画〈その1〉					
○現状と課題	<p>○本県の育児をしながら働いている女性の割合は全国平均よりも高くなっており、結婚・子育てと仕事の両立を望む女性が増え共働き家庭しているが、固定的な性別役割分担意識はいまだ社会に根強く残っており、女性が仕事とともに家事や育児を担うなど負担が重いものとなっている。</p> <p>○近年、育児休業制度の拡充や働き方改革による時間外労働の上限規制など制度面の改善は進んでおり、男性の育児休業取得率は上昇傾向にあるが、子育て期と重なる男性の長時間労働は依然改善されていない。</p>				
○施策の方向	<p>○個人の価値観を尊重し、男女がともに子育てに関わっていく社会づくりを進めるとともに、子育てをしながら働き続けることのできる環境づくりのため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進して、職場における子育て支援の促進を一層図る。</p>				
○行動計画	<p>①男女共同参画の推進 ②ワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方の普及促進 ③育児休業制度等の定着と出産等により退職した人の就業支援</p>				
◆主な関連事業					
施策行動計画	V-2-①	事業名	女性活躍促進事業（普及啓発事業）	R2実績	30,524千円
事業概要	<p>ワーク・ライフ・バランスを促進するため、セミナーや企業訪問等を通じて、女性が活躍でき働きやすい職場づくりを推進する。</p>				
事業実績	<p>企業訪問315か所、ワーク・ライフ・バランス経営塾2回（各29名参加）、女性管理職・リーダー塾養成講座5回×2（延べ129名参加）、企業内働き方改革アドバイザー養成講座4回（延べ38名参加）、イクボス出前講座4回（延べ145名参加）</p>				

施策 行動計画	V-2-① V-2-② V-2-③	事業名	女性活躍促進事業（次世代育成支援企業認証事業及び助成金・奨励金事業等）	R2 実績	10,500千円
事業概要	県内企業の「働く女性応援」中小企業認証、「仕事と生活の調和」推進企業認証取得を進め、各企業の女性活躍やワーク・ライフ・バランスの取組を推進する。また認証取得者に対し助成金・奨励金により働きやすい職場環境づくりを促進する。				
事業実績	「働く女性応援」中小企業認証 51社 「仕事と生活の調和」推進企業認証 51社 働きやすい職場環境づくり推進助成金 11件 働き方改革支援奨励金 7件（男性育休6 長時間労働是正1）				
施策 行動計画	V-2-③	事業名	女性活躍促進事業 （女性就職応援事業）	R2 実績	21,495千円
事業概要	出産・育児・介護等により離職した女性の再就職を支援するため、「ふるさと福島就職情報センター」を設置し、就職相談や再就職セミナー、職場体験、就職後のフォローアップまで一体的な支援を行う。				
事業実績	ふるさと福島就職情報センター福島窓口 ・利用件数 1,737人 新規登録者数 371人 女性の就職決定人数 141人 ・再就職セミナー 20回開催、参加者数 142人				

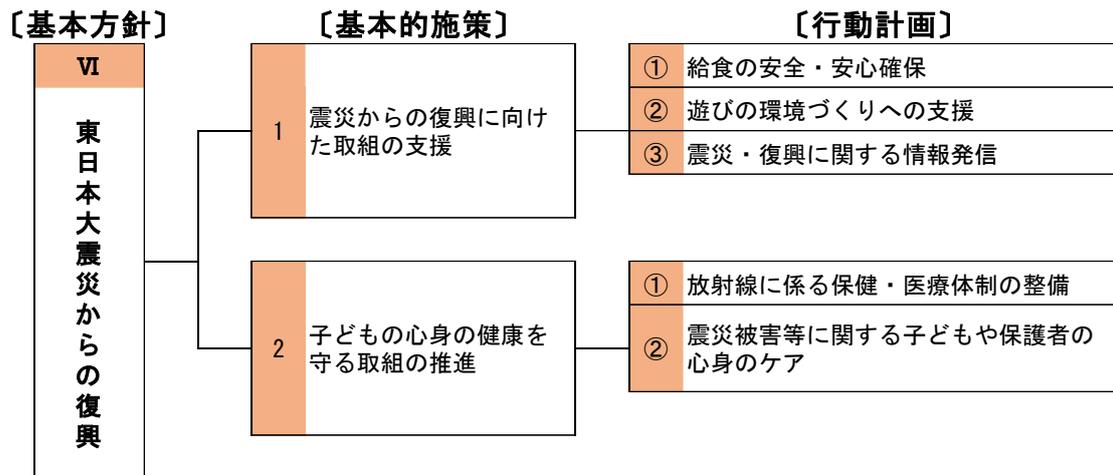
◆主な指標

指標 番号	No.51	福島県次世代育成支援企業認証数						
基準 (H30)	595社	R2 目標	増加を 目指す	実績 (R2)	765社	評価 【A】	R6 目標	増加を 目指す
【達成状況及び今後の課題】 入札においてメリットのある建設業者の認証が増えているが、それ以外の業種の事業者をいかに増やしていくかが課題。業界団体、経済団体への訪問などの普及啓発によりPRしていく。								
指標 番号	No.55	育児休業取得率(男性)						
基準 (H30)	8.7 %	R2 目標	上昇を 目指す	実績 (R2)	8.4 %	評価 【D】	R6 目標	上昇を 目指す
【達成状況及び今後の課題】 男性育休取得を進める企業に対する奨励金制度などのPRにより、さらなる取得率の上昇を目指す。								

【基本方針Vに係る指標一覧】

施策に関する指標名	年度	基準値 (計画改定時の値)	年度	目標値 B	年度目標値 C	実績値 (令和2年度) D	令和2年度 達成率 (D-A)/ (C-A)	達成 状況
		A						
V 子育てを支える社会環境づくり								
45 子ども(中学生以下)の交通事故死傷者数	R1	207 人	R6	減少を目指す	—	165 人	—	A
46 すべての人が安心して通れるように配慮して整備された歩道の延長	H30	662.3 km	R6	増加を目指す	—	667.9 km	—	A
47 「やさしさマーク」交付数(累計)	H30	436 件	R6	増加を目指す	—	442 件	—	A
48 おもいやり駐車場協力施設数(累計)	H30	1,207 ヶ所	R6	増加を目指す	—	1,240 ヶ所	—	A
49 ファミたんカード協賛店舗数	H30	4,040 店舗	R6	4,500 店舗	4,193 店舗	3,938 店舗	—	D
50 「県内で子育てしたい」と思っている人の割合	R1	61.8 %	R6	維持・上昇を目指す	—	67.1 %	—	A
51 福島県次世代育成支援企業認証数	H30	595 社	R6	増加を目指す	—	765 社	—	A
52 ポジティブ・アクションの措置がある企業の割合	H30	7.2 %	R6	上昇を目指す	—	7.4 %	—	A
53 年次有給休暇の取得率	H30	50.0 %	R6	上昇を目指す	—	58.9 %	—	A
54 育児休業取得率(女性)	H30	97.9 %	R6	上昇を目指す	—	95.1 %	—	D
55 育児休業取得率(男性)	H30	8.7 %	R6	上昇を目指す	—	8.4 %	—	D
56 出産、育児等を理由とした退職者の再雇用特別措置を設けている企業の割合	H30	18.1 %	R6	上昇を目指す	—	20.5 %	—	A
57 女性就業率	H27	46.3 %	R6	上昇を目指す	—	— %	—	—

〈基本方針VI〉東日本大震災からの復興



【基本方針の概要】

○震災後の本県にあって、子どもの発育にとって「遊び」は極めて重要であり、子どもの遊び環境の充実を図るとともに、本県の未来を担う子どもたち自身が震災や復興と向き合い理解するための取組を支援します。

○長期にわたる県民健康調査を継続していくほか、依然として、様々な不安を有している家庭等があることを踏まえ、心のケアの支援をするなど、被災した子どもや保護者に寄り添った支援を図ります。

1 震災からの復興に向けた取組の支援

◆課題と行動計画〈その1〉				
○ 現状と課題	○東日本大震災以降、放射性物質への不安から県内の子どもたちの外遊びの機会が制限されたことでの運動不足等の影響もあり、肥満傾向が高い状況が改善されていない。このため、屋内外の遊び環境づくりの支援や体を動かす機会の確保を継続して行っていく必要がある。			
○ 施策の方向	○震災の影響により、県内の子どもの遊び環境は大きく変化したことから、子どもの発育に極めて重要な「遊び」について積極的に取り組んでおり、引き続き遊び環境の充実に努める。			
○ 行動計画	①給食の安全・安心確保 ②遊びの環境づくりへの支援			
◆主な関連事業				
施策 行動計画	VI-1-①	事業名	児童福祉施設等給食体制整備事業	R2 実績 132,295千円
事業概要	児童福祉施設等の給食用食材に対する保護者等の不安を軽減し、給食に関してより一層の安全・安心を確保するため、児童福祉施設等の給食の検査体制の整備を図る。			
事業実績	20の児童養護施設・障がい児施設に対して給食検査体制整備事業について委託契約を結ぶとともに、36の市町村に対して補助金を交付した。			

施策 行動計画	VI-1-①	事業名	学校給食安全・安心対策推進事業	R2 実績	59,797千円
事業概要	学校給食の食材に対する保護者等の不安を軽減するとともに、学校給食の一層の安全・安心を確保するため、学校給食会食材の放射性物質事前検査及び給食1食を対象とする事後検査を実施する。				
事業実績	3,386検体を検査し、検出検体なし。				
施策 行動計画	VI-1-②	事業名	チャレンジふくしま 豊かな遊び創造事業	R2 実績	246,632千円
事業概要	屋内遊び場の整備及び運営に要する費用について市町村に補助する。併せて、外遊びの場所の確保や自然体験活動の普及、体を動かすイベントを実施する。				
事業実績	屋内遊び場の整備拡充を図る6市町村と、継続運営する13市町に対して補助を行った。また、子どもが野外空間で創造的な遊びを行うことができる「冒険ひろば」の取り組みを実施する団体に事業を委託し、県内3地域で各30回以上の冒険ひろばを実施するとともに、(公財)ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団に業務委託し、主に未就学児向けに自然体験等の企画を年間6回実施した。				

◆課題と行動計画〈その2〉

○ 現状と課題	○ 震災から9年経った現在、子どもたちや保護者の中で、震災当時の記憶や震災に関する関心が薄れつつある。
○ 施策の方向	○ ふくしまの未来を担っていく子どもたち自身が震災や復興と向き合い理解するための取組を支援する。
○ 行動計画	③ 震災・復興に関する情報発信

◆主な関連事業

施策 行動計画	VI-1-③	事業名	【新規】東日本大震災・原子力 災害伝承館学習活動支援事業	R2 実績	18,144千円								
事業概要	県内外の小中高の児童・生徒が東日本大震災・原子力災害伝承館学習を活用して行う学習活動に対し支援する。												
事業実績	<p>県内外の小中学校及び高等学校の児童・生徒が、学習活動で伝承館を活用する際の費用に対し、予算の範囲内で補助を行った。</p> <p>ア 貸切バス補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象 県内小中学校及び高等学校（直接補助） ・ 補助率 定額補助（所在方部毎に限度額を設定） ・ 実績：補助金額15,297千円 補助件数 70件 バス台数 129台 <p>イ 入館料補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象 伝承館（指定管理者）（間接補助） ・ 補助率 10/10 ・ 実績： <table border="1"> <tr> <td>利用学校団体（単位：校）</td> <td>利用者数（単位：人）</td> </tr> <tr> <td>県内 88</td> <td>4,416</td> </tr> <tr> <td>県外 22</td> <td>1,759</td> </tr> <tr> <td>計 110</td> <td>6,175</td> </tr> </table> <p>ウ 申請サポート（窓口）業務委託</p> <p>貸切バス代補助に係る学校、旅行代理店等からの問合せ対応、申請書類等の提出サポート及び受付業務等について、業務効率化を図るため外部委託した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実績： 申請書類の受理件数70件 					利用学校団体（単位：校）	利用者数（単位：人）	県内 88	4,416	県外 22	1,759	計 110	6,175
利用学校団体（単位：校）	利用者数（単位：人）												
県内 88	4,416												
県外 22	1,759												
計 110	6,175												

2 子どもの心身の健康を守る取組の推進

◆課題と行動計画〈その1〉

○ 現状と課題	○本県の子育て世帯は震災の影響による健康上の不安を抱きながら生活している。県民意識調査においても、いまだ5割の方が震災による子どもの健康への影響を心配している。
○ 施策の方向	○放射線による健康への影響の未然防止、早期発見及び早期治療等万全の措置を講じ、子どもたちの健康を長期にわたって見守っていく。
○ 行動計画	①放射線に係る保健・医療体制の整備

◆主な関連事業

施策 行動計画	VI-2-①	事業名	県民健康調査事業	R2 実績	2,938,707千円
事業概要	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散や避難等を踏まえ、県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、もって、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図るために県民健康調査を実施する。				
事業実績	<p>1 県民健康調査の実施</p> <p>(1) 基本調査 被ばく線量推計結果送付件数 累計554,320件(令和2年3月31日現在)</p> <p>(2) 甲状腺検査 検査5回目を実施中(令和2年度から令和4年度 検査対象者252,828名) 25歳時の節目の検査を実施中(対象者:各年度25歳を迎える方)</p> <p>(3) 健康診査 避難区域等住民対象の健康診査を実施 既存検診対象外の県民に対する健康診査を実施</p> <p>(4) こころの健康度・生活習慣に関する調査 避難区域等の住民に対し調査票により実施(調査対象者213,873名)</p> <p>(5) 妊産婦に関する調査 令和元年8月1日~令和2年7月31日までに県内で母子手帳を交付された方及びいわゆる里帰り分娩をされた方を対象に調査票により実施 「平成24年度妊産婦に関する調査」に回答あった方を対象にフォローアップ調査を実施</p> <p>2 放射線と健康アドバイザーグループ 市町村への助言等 7回</p>				
施策 行動計画	VI-2-①	事業名	被災した子どもの健康・生活対策総合支援事業(子ども健やか訪問事業)	R2 実績	773千円
事業概要	復興公営住宅等に避難生活をしている子どもを持つ家庭を、子ども健やか訪問員が訪問し、生活や育児等の相談に対応して、子育て家庭の不安の軽減を図る。				
事業実績	復興公営住宅等へ避難生活をしている子どもを持つ家庭を訪問し、生活や育児等の相談に対応して不安の軽減を図った。 ・訪問件数:実169件、延335件(訪問員75件、職員260件)				

◆課題と行動計画〈その2〉					
○ 現状と課題	○現在も東日本大震災により県内外へ避難している子どもたちが多数おり、子どもだけでなく保護者も精神的な負担が解消されていない状況。				
○ 施策の方向	○震災から9年経った今も依然として、震災による様々な不安を持つ家庭等があることを踏まえて、子どもや保護者に対して、相談・援助などきめ細かな心身のケアに取り組んでいく。				
○ 行動計画	②震災被害等に関する子どもや保護者の心身のケア				
◆主な関連事業					
施策 行動計画	VI-2-②	事業名	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業（子どもの遊び確保と心身の健康の相談・援助事業）	R2 実績	73,631千円
事業概要	市町村が保育所等で実施する子どもの遊びの確保と心身の相談・援助事業に対して補助を行う。				
事業実績	14の市町村を対象に、市町村が実施する被災児童に対する心身の健康に関する相談・援助等を行う事業の補助を行った。				
施策 行動計画	VI-2-②	事業名	子どもの心のケア事業	R2 実績	81,754千円
事業概要	東日本大震災や避難生活により、様々な影響を受けている子どもたち及び子どもたちに接している保護者や支援者・支援団体に対して、長期的、継続的なケアを行っていくために、子どもの支援を行っている団体を活用するとともに、市町村及び関係機関等の取組とより一層の連携を図る。				
事業実績	被災児童や保護者等に対し、「ふくしま子ども支援センター」を活用して心のケアを行うほか、児童相談所などの相談体制の強化や支援団体のネットワーク化を図った。さらに、県外に避難している児童や保護者への支援などを実施した。 ・支援者研修：7回開催 参加者175名 ・精神科医派遣：3回 ・専門職派遣：360回 ・話会・交流会：134回開催 参加者1,313名 ・臨床心理士派遣：10回 ・ストレスケア講習会等：6回開催				
施策 行動計画	VI-2-②	事業名	東日本大震災子ども支援基金事業	R2 実績	51,627千円
事業概要	東日本大震災により、孤児・遺児となった児童の生活及び修学を支援するため、対象者が大学等を卒業するまでの間、寄附を原資とした基金から定額の給付を行う。				
事業実績	東日本大震災により、保護者が死亡又は行方不明になった孤児・遺児を対象に、生活費及び修学費を支援した。 ・給付実績 50,840千円				

【基本方針VIに係る指標一覧】

施策に関する指標名	年度	基準値 (計画改定時の値) A	年度	目標値 B	年度目標値 C	実績値 (令和2年度) D	令和2年度 達成率 (D-A)/ (C-A)	達成 状況
	VI 東日本大震災からの復興							
※指標なし								

参考

- 東日本大震災に係る子どもの避難者数
- 令和2年度子育て支援推進関連予算
- 「子育てしやすい福島県づくり条例」
- 「福島県子どもを虐待から守る条例」

東日本大震災に係る子どもの避難者数

令和3年4月1日現在の18歳未満の子どもの避難者数は、県内避難776人、県外避難4,828人、合わせて5,604人となっており、いまだ多くの子どもが避難を余儀なくされている。

東日本大震災に係る18歳未満の子どもの避難者数調べ (市町村が把握している人数)

市町村名	令和3年4月1日現在の把握数(避難先別)		
	(18歳未満避難者)		
	避難先別		計
県内	県外		
1 福島市	669	0	669
2 会津若松市	0	0	0
3 郡山市	1,166	0	1,166
4 いわき市	519	0	519
5 白河市	16	0	16
6 須賀川市	6	0	6
7 喜多方市	0	0	0
8 相馬市	4	0	4
9 二本松市	176	0	176
10 田村市	19	13	6
11 南相馬市	716	340	376
12 伊達市	86	0	86
13 本宮市	5	0	5
14 桑折町	2	0	2
15 国見町	14	0	14
16 川俣町	93	47	46
17 大玉村	18	0	18
18 鏡石町	22	0	22
19 天栄村	0	0	0
20 下郷町	0	0	0
21 檜枝岐村	0	0	0
22 只見町	0	0	0
23 南会津町	0	0	0
24 北塩原村	0	0	0
25 西会津町	0	0	0
26 磐梯町	0	0	0
27 猪苗代町	3	0	3
28 会津坂下町	0	0	0
29 湯川村	0	0	0

(単位:人)

市町村名	令和3年4月1日現在の把握数(避難先別)		
	(18歳未満避難者)		
	避難先別		計
県内	県外		
30 柳津町	0	0	0
31 三島町	0	0	0
32 金山町	0	0	0
33 昭和村	0	0	0
34 会津美里町	2	0	2
35 西郷村	44	0	44
36 泉崎村	0	0	0
37 中島村	0	0	0
38 矢吹町	0	0	0
39 棚倉町	10	0	10
40 矢祭町	0	0	0
41 塙町	0	0	0
42 鮫川村	0	0	0
43 石川町	0	0	0
44 玉川村	2	0	2
45 平田村	0	0	0
46 浅川町	0	0	0
47 古殿町	0	0	0
48 三春町	0	0	0
49 小野町	5	0	5
50 広野町	95	85	10
51 檜葉町	140	83	57
52 富岡町	215	6	209
53 川内村	78	69	9
54 大熊町	490	58	432
55 双葉町	193	20	173
56 浪江町	725	11	714
57 葛尾村	12	10	2
58 新地町	2	0	2
59 飯館村	57	34	23
計	5,604	776	4,828

: 原発避難者特例法に指定されている市町村

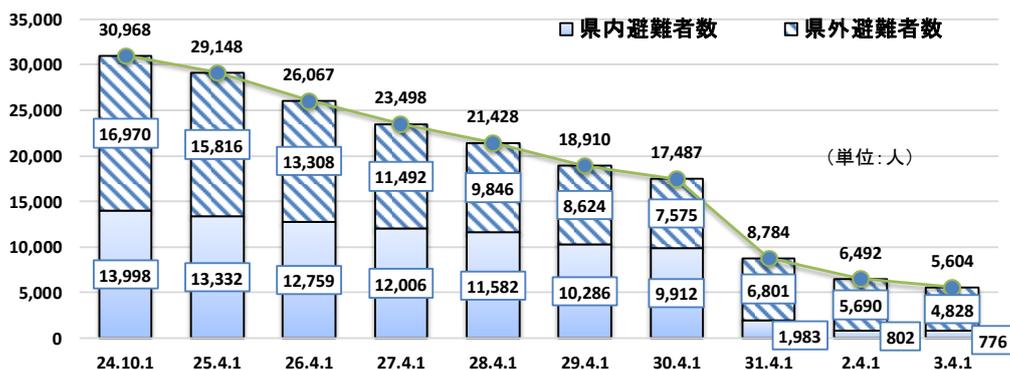
R2.4.1現在	6,492	802	5,690
増減数	▲ 888	▲ 26	▲ 862

※令和3年4月1日時点の避難者数である。

※平成31年4月1日時点の公表より、福島県災害対策本部発表の「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」各月報と同様の集計方法としている。

◆ 避難者のうち18歳未満のこどもの内訳(避難先別)

【出典】福島県子ども・青少年政策課調べ



令和2年度子育て支援推進関連予算(※計画初年度のため、前年度との比較はなし)

(単位：千円)

基本方針		当初予算	基本的施策		当初予算	行動計画		当初予算					
I 出会い・結婚・妊娠・出産の希望の実現	R.2	1,482,284	1	家庭を築き子どもを生み育てる環境づくり	R.2	660,292	(1)	家庭・子育てに関する教育・啓発の推進	R.2	93,606			
									(2)	若者の就業に対する支援	R.2	566,686	
								(3)	独身男女の交流等への支援	R.2	90,603		
	2	切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健・医療対策	R.2	821,992	(1)	安心して妊娠・出産・子育てできる保健・医療体制の整備	R.2	529,089					
					(2)	不妊や不育症に悩む夫婦に対する支援	R.2	212,694					
					(3)	妊娠期からの継続的な支援体制の強化	R.2	79,701					
					(4)	妊娠・出産・子育てに係る正しい知識の普及啓発	R.2	508					
	II 子育て支援	R.2	27,760,795	1	子育て支援サービスの充実	R.2	5,586,106	(1)	保育の受け皿の整備	R.2	2,464,056		
								(2)	保育人材の確保	R.2	52,001		
								(3)	保育の質の向上	R.2	251,783		
(4)								幼児教育の充実及び認定こども園への移行推進	R.2	2,860,650			
(5)								子育て支援の拠点や子どもの居場所づくり	R.2	2,367,773			
(6)								多様なニーズに対応した子育て支援サービスの推進	R.2	2,305,449			
2				子育て家庭の負担軽減と相談・情報提供体制の整備	R.2	22,351,954	(1)	子育て家庭の経済的負担の軽減	R.2	22,077,486			
							(2)	子育て等に関する相談・情報提供体制の整備	R.2	274,468			
III 子どもの健やかな成長と自立				R.2	9,434,830	1	子どもの尊重と生きる力の応援	R.2	2,239,036	(1)	子どもの権利に関する啓発	R.2	1,214
										(2)	子どもの参画の推進	R.2	1,435,274
	(3)	子どもたちの健全な育成のための環境づくり	R.2							11,006			
	(4)	不登校やひきこもり状態等の子どもへの支援	R.2							801,030			

子育て支援推進
関連予算額計
R.2 63,413,594

R.2 当初予算額

次項へ続く
↓

(単位：千円)
当初予算

基本方針	当初予算	基本的施策	当初予算	行動計画	当初予算
		2 教育の充実	R.2 8,200,585	(1) 豊かなこころの育成	R.2 783,563
				(2) 健やかな体の育成	R.2 504,904
				(3) 確かな学力の育成	R.2 412,325
				(4) 家庭教育への支援と地域と連携した教育の推進	R.2 230,303
				(5) 学校の教育環境の整備	R.2 6,272,066
		3 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	R.2 53,124	(1) 思春期における健康教育・健康づくりの推進	R.2 7,782
				(2) 食育の推進	R.2 45,342
IV	R.2 15,362,104	1 児童虐待防止	R.2 2,182,267	(1) 地域で子どもを守る取組	R.2 18,377
援助を必要とする子どもや家庭への支援				(2) 育児不安等を抱える親に寄り添う支援	R.2 8,296
				(3) 児童虐待防止体制の整備	R.2 7,008
				(4) 家庭での養育が困難な子どもや虐待を受けた子どもに対する支援	R.2 2,149,838
		2 障がい等のある子どもへの支援	R.2 6,596,516	(1) 障がい等のある子どもやその家族が安心して暮らすための支援	R.2 6,573,274
				(2) 発達障がいのある子どもの早期発見・早期療育のための支援	R.2 23,242
		3 ひとり親家庭に対する支援	R.2 1,799,791	(1) 相談体制の充実	R.2 2,621
				(2) 子育てや生活支援策の充実	R.2 7,259
				(3) 就業支援の推進	R.2 84,559
				(4) 経済的支援策の活用促進等	R.2 1,713,536
				(5) 情報提供機能の充実	R.2 15,067

次項へ続く



(単位：千円)

基本方針	当初予算	基本的施策	当初予算	行動計画	当初予算
		4 子どもの未来が貧困に妨げられないための支援	R.2 4,824,067	(1) 教育費負担の軽減	R.2 3,927,007
				(2) 学校・地域・家庭の連携	R.2 754,813
				(3) 生活困窮世帯等の子どもへの生活・学習支援	R.2 97,605
				(4) 生活困窮世帯等の保護者への自立支援	R.2 33,278
				(5) 地域で支援を届ける仕組みづくり	R.2 11,364
V	R.2 8,367,548	子育てを支える社会環境づくり			
		1 地域ぐるみでの子育て支援の推進	R.2 2,166,489	(1) 子どもを見守る地域社会の構築	R.2 83,237
				(2) 子育てしやすい居住環境・まちづくりの推進	R.2 1,748,419
				(3) 子育て支援環境づくりに関する啓発等	R.2 2,158
				(4) 子育て支援団体や企業等による子育て支援活動の充実	R.2 327,065
				(5) 地域住民による支援	R.2 5,610
		2 子育てと社会参加の両立のための環境づくり	R.2 6,201,059	(1) 男女共同参画の推進	R.2 85,902
				(2) ワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方の普及促進	R.2 303,583
				(3) 育児休業制度等の定着と出産等により退職した人の就業支援	R.2 5,841,361
VI	R.2 7,379,845	東日本大震災からの復興			
		1 震災からの復興に向けた取組の支援	R.2 1,314,071	(1) 給食の安全・安心確保	R.2 285,835
				(2) 遊びの環境づくりへの支援	R.2 988,783
				(3) 震災・復興に関する情報発信	R.2 39,453
		2 子どもの心身の健康を守る取組の推進	R.2 6,195,988	(1) 放射線に係る保健・医療体制の整備	R.2 3,946,608
				(2) 震災被害等に関する子どもや保護者の心身のケア	R.2 2,252,081

※ 項目間に事業の重複があるため、小項目欄や中項目欄の合計が、必ずしも中項目欄や大項目欄の合計と合致しません。

子育てしやすい福島県づくり条例

平成二十二年十二月二十四日

福島県条例第八十号

改正 平成二五年一〇月一日条例第七二号

子どもは、いつの時代においても「社会の宝」であり、「未来への希望」です。将来の福島県を担う子どもが、家庭や地域の愛に包まれながら、心身ともに健やかに育つことは、私たち福島県民すべての願いです。

しかしながら、近年の子育てを取り巻く環境は、核家族化や少子化、さらには急激な都市化の進行により、大きく変化し、子育てしている家庭の孤立化を招くとともに、子育ての不安や負担が増大しており、それらの解消が大きな課題となっています。

こうした中で発生した東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）は、本県の子どもと家庭を取り巻く環境に深刻かつ重大な変化をもたらしました。

多くの子ども達が県内外への避難を余儀なくされ、中でも母子避難による二重生活は、家庭生活の在り方自体に影響を与えているほか、放射線の影響による健康上の不安、屋外活動の制限による体験活動機会の減少など、新たな課題を抱えることとなりました。

これらの課題に対応し、一日も早く安心して暮らせる福島県を取り戻すためには、本県の子育て環境の復興再生に向けた重点的な施策を迅速に展開することが重要であるとともに、人と人との絆やふるさとを愛する心を育むことが大切です。

幸い、本県では、厳しくも豊かな自然や地域の伝統、文化により実直で他者を思いやる県民性がはぐくまれ、また、人づくりが地域の発展の礎との考えから、いにしえより子どもの教育に地域全体で力を入れてきた歴史があります。

例えば、江戸時代の会津藩の「じゅう おきて 什の掟」は、藩校日新館に入る前の幼少の子どもへの教えであり、うそを言ったり、弱いものをいじめたりしてはいけないなど、現代にも通じる内容が含まれており、子どもの健やかな成長を願う心として会津地域の人々に受け継がれています。本県における子育てを考えると、大切

な精神文化の一つであると思われます。

このような歴史を有する本県において、今日、県民が安心して子どもを生み、育てることができ、子育ての喜びや楽しみが実感できる環境を確立するためには、仕事と生活が調和し、子育ての基盤となる家庭が円満となるよう、家族が互いのきずなを確かめ合い、保護者と子どもが共に育ち合うという考え方が重要です。また、地域における人と人とのつながりを深め、行政機関はもとより、県民、事業主、関係機関、関係団体などが相互に連携と協力をして、社会全体で子育てをしていくことが求められています。

そのため、福島県は、子育て支援についての基本的な考え方を明らかにし、県民一人一人が子どもに対する深い愛情と子育てに対する使命感を持ち、県民誰もが「子育てしやすい福島県」を実感できる社会を築くため、この条例を制定します。

(平二五条例七二・一部改正)

(目的)

第一条 この条例は、子育て支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業主及び保護者の役割を明らかにするとともに、子育て支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子育て支援を推進し、県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とします。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 子育て支援 県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境の整備のための県、市町村、県民、事業主その他子育てに関係する機関又は団体の取組をいいます。
- 二 子ども 十八歳未満の者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除きます。)をいいます。
- 三 保護者 親権者、未成年後見人その他現に子どもを保護、監督する者をいいます。

(基本理念)

第三条 子育て支援は、次に掲げる事項を踏まえて、社会全体で推進されなければなりません。

- 一 子どもの権利及び利益が尊重され、子どもが家庭や社会の一員として健やかに成長できるよう配慮すること。
- 二 家庭は子どもが育つ基盤であり、保護者が、子育てについての第一義的責任を有するものであること。
- 三 県、市町村、県民、事業主その他子育てに関係する機関又は団体が相互に連携し、協力すること。
- 四 東日本大震災により、深刻な影響を受けている本県の子育て環境の復興再生のため、積極的に対策を進めること。

(平二五条例七二・一部改正)

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づき、子育て支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有します。

(県民及び地域社会の役割)

第五条 県民及び地域社会を構成するものは、基本理念に基づき、子育て支援の重要性について関心を持ち、理解を深め、県民と地域社会が一体となって、県及び市町村が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。

(事業主の役割)

第六条 事業主は、基本理念に基づき、その雇用する者の仕事と生活の調和が図られるように必要な雇用環境の整備に努めるものとします。

- 2 事業主は、県及び市町村が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。

(保護者の役割)

第七条 保護者は、基本理念に基づき、自らが子育てについての第一義的責任を有するという認識の下に、深い愛情をもって子どもを健やかに育てるものとします。

(基本的施策等)

第八条 県は、県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境の整備を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

一 子ども及び子どもを生み、育てる者の保健医療体制の充実及び健康の増進を図ること。

二 子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図ること。

三 子どもを生み、育てる者に対する相談又は情報提供を行う体制の整備を図ること。

四 子ども及び子どもを生み、育てる者に配慮した居住環境その他の生活環境の整備を図ること。

五 子どもを生み、育てる者の仕事と生活の調和が図られるよう支援すること。

六 命の大切さ、子育ての意義及び子育てにおける家庭の果たす役割について、教育及び啓発を行うこと。

七 障がいのある子ども及びその家庭への支援その他の援助を必要とする子ども及び家庭への支援を行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、子育て支援に関する必要な施策

2 前項に規定するもののほか、県は、東日本大震災からの子育て環境の復興再生に向けて、次に掲げる施策を実施するものとします。

一 子どもの健康への影響に配慮し、長期にわたる健康管理及び保健医療体制の充実を図ること。

二 子どもの健やかな成長への影響に配慮し、子どもの活動の場等の環境整備に努めること。

三 子どもの日常生活への影響に配慮し、子どもの生活環境の改善に努めること。

(平二五条例七二・一部改正)

(基本計画の策定)

第九条 知事は、前条各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（以下「基本計画」といいます。）を策定しなければなりません。

2 基本計画は、子育て支援に関する施策の基本的事項について定めるものとします。

3 知事は、基本計画を策定し、又は変更するにあたっては、県民の意見を反映させるために必要な措置をとるものとします。

4 知事は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとします。

(推進体制の整備)

第十条 県は、子育て支援に関する施策を市町村、県民、事業者その他子育てに関係する機関又は団体との連携の下に推進するため、必要な体制を整備するものとします。

(財政上の措置)

第十一条 県は、子育て支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置をとるものとします。

(年次報告)

第十二条 知事は、毎年、福島県議会に、基本計画に基づいて実施した施策について報告しなければなりません。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行します。ただし、第十二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行します。

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）第九条第一項の規定により定められている計画は、第九条第一項の規定により定められた基本計画とみなします。

附 則（平成二五年条例第七二号）

この条例は、公布の日から施行する。

福島県子どもを虐待から守る条例

令和二年三月二十四日

福島県条例第三十号

将来を担う子どもたちは、かけがえのない存在であり、全ての子どもが、幸せな日々を送り、成長していく権利を有しており、それを守り育てていくことが社会全体の責務である。

しかしながら、核家族化、地域社会における人間関係の希薄化、経済環境などを背景に、家庭や地域社会における養育力が低下し、子どもに対する虐待が後を絶たない。また、本県では、東日本大震災と原発事故に伴う避難の長期化などにより、地域のつながりや家族の在り方が変化していることを踏まえて、子育て家庭を支援していくことが求められている。

さらに、虐待を受けた子どもの健やかな成長を促し、将来親となったときに子どもを温かく育むことができるような支援が必要となる。

子どもに対する虐待は、重大な人権の侵害であり、いかなる理由があろうとも、決して許されないことである。

こうした認識の下、社会全体で虐待の防止に関する理解を深め、実効性のある防止体制を確立させ、早期発見から再発防止を図るとともに、全ての子どもへの予防教育と虐待を受けた子どもに対する適切な援助を行い、東日本大震災を経験した福島県であるからこそ、生命の尊さを深く認識することで、その健やかな成長を支えることを目指し、ここにこの条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、県、市町村、保護者、県民及び関係機関等の責務及び役割を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の日本を担う子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 十八歳に満たない者をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- 三 虐待 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。）第二条の児童虐待をいう。
- 四 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定するものをいう。）その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、幼稚園教諭、保育教諭、保育士、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、弁護士、民生・児童委員、婦人相談所の職員、配偶者暴力相談支援センターの職員その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

(基本理念)

第三条 虐待は、子どもに対する著しい人権の侵害であり、いかなる理由があっても許されないものであるとの認識の下に、社会全体でその防止が図られなければならない。

- 2 虐待防止に当たっては、子どもの生命を守ることを最優先とし、子どもの最善の利益を考慮しなければならない。
- 3 虐待防止に関する施策及び取組は、県、県民、市町村及び関係機関等の地域の様々な主体が相互に連携を図りながら取り組まなければならない。
- 4 虐待防止に関する施策及び取組は、子ども及び保護者を孤立させない社会づくりを推進することが、虐待を防止する上で重要であるとの認識の下に行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村及び関係機関等が実施する虐待防止に関する施策及び取組について必要な支援を行うものとする。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、県及び関係機関等と連携を図りながら、子どもを虐待から守ることに関する施策の推進及び必要な体制の整備に努めるものとする。

(保護者の責務等)

第六条 保護者は、基本理念にのっとり、いかなる理由があろうとも虐待を行ってはならない。

- 2 保護者は、子どものしつけに際して体罰を加えてはならない。
- 3 保護者は、子どもを心身ともに健やかに育成することについての第一義的責任を有することを深く認識しなければならない。
- 4 保護者は、子育てに関する悩みがあるときは、身近な人、県、市町村若しくは関係機関等に相談し、又は助言その他の支援を受けるなど、子どもが健やかに成長することができるよう努めなければならない。

(県民の役割等)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、速やかに通告（法第六条第一項の規定による通告をいう。以下同じ。）しなければならない。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する理解を深めるよう努めるものとする。
- 3 県民は、基本理念にのっとり、虐待未然防止の施策に協力し、また、子育て中の家庭を孤立させないよう地域社会で見守る体制づくりに努めるものとする。

(関係機関等の役割)

第八条 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。また、その専門的な知識及び経験を生かし、

子ども及びその保護者に対する支援を行うよう努めなければならない。

- 2 関係機関等のうち、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士その他の医療関係者は、健康診査、診療、保健指導等の機会を通じ、支援が必要な子ども及び家庭の把握並びに虐待の予防、早期発見及び支援に努めるものとする。
- 3 関係機関等のうち、学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、虐待防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(連携及び協働)

第九条 県は、虐待防止施策を実施するに当たっては、市町村、教育委員会、保健所、児童相談所、警察その他の関係機関相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、必要に応じ、県民、関係機関等、地域において子どもを虐待から守ることに係る活動に取り組む特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定するものをいう。）その他の団体の協力を求めるものとする。

- 2 県は、子どもと家庭を支援し、虐待を防止するための関係機関等の連携を充実させるため、市町村が設置する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の二第一項の要保護児童対策地域協議会の運営について、必要な支援を行うものとする。
- 3 県は、配偶者に対する暴力による虐待を防ぐため、児童相談所、警察及び関係機関等と連携し、安全確保を最優先に子どもと配偶者からの暴力を受けた者を支援するものとする。

(基本計画)

第十条 知事は、子どもを虐待から守ることに係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めるものとする。

- 2 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 子どもを虐待から守ることに係る施策についての基本的な方針
 - 二 子どもを虐待から守ることに係る目標
 - 三 妊娠期からの総合的な子育て支援に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、子どもを虐待から守ることに係る施策を総

合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、毎年度、子どもを虐待から守ることに関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。
- 4 知事は、前項の報告書を作成するに当たっては、市町村及び関係機関等に対し、必要な報告を求めることができる。

第二章 未然防止

(未然防止)

第十一条 県は、虐待の未然防止に資するため、子育て中の家庭に対する相談の実施、情報の提供その他の子育て支援に関する施策を実施するものとする。

- 2 県は、市町村が母子保健に関する事業を実施するに当たって、保護者等に対し、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行うことができるよう、市町村及び子育て世代包括支援センター（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項の母子健康包括支援センターをいう。）に対する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、学校その他子どもの活動場所において、子どもに対し、子ども自身が権利の主体であり、その権利は擁護されると認識するための人権教育及び啓発活動並びに権利侵害に関する相談先等の情報提供を行うものとする。
- 4 県は、若年者に対し、予期しない妊娠に至らないための教育及び啓発活動並びに妊娠及び出産に関する相談先その他の情報提供を行うものとする。
- 5 県は、医療機関及び市町村と連携し、予期しない妊娠に悩む者又は医療機関を受診していない妊婦に対し、必要な支援及び医療を受ける機会を確保させるための啓発活動及び情報提供を行うものとする。
- 6 県は、県民が安心して子育てできるよう、保護者が集い情報交換及び交流する場の円滑な運営を支援するものとする。

(啓発活動)

第十二条 県は、子どもを虐待から守ることについて、県民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

- 2 県は、教育機関等が実施する虐待を防止する人権教育又は啓発活動の推進を図るため、市町村と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

- 3 子どもを虐待から守ることに関する県民の関心及び理解を深めるため、毎年十一月を虐待防止推進月間とする。

第三章 虐待の早期発見及び早期対応

(早期発見)

第十三条 県は、虐待を早期に発見できるよう、市町村及び関係機関等と緊密な連携を図るものとする。

- 2 県は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者が通告しやすく、かつ、虐待を受けた子ども、虐待に気付いた家族その他の者が相談しやすい環境を整備するものとする。

(通告に係る対応等)

第十四条 児童相談所長は、虐待に係る通告又は相談があった場合には、子どもの生命を守ることを最も優先して行動しなければならない。

- 2 児童相談所長は、虐待に係る通告があった場合には、直ちに当該通告の内容に係る調査を行い、速やかに当該通告に係る子どもとの面会、面談等の方法により、法第八条第二項に規定する安全の確認を行うための措置（以下「安全確認措置」という。）を講ずるものとする。
- 3 児童相談所長は、虐待に係る相談があった場合には、当該相談の内容に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該相談に係る子どもの安全を確認しなければならない。

(通告に係る体制の整備等)

第十五条 県は、市町村と連携し、通告を常時受けることができる体制の整備に努めなければならない。

- 2 県は、虐待に係る通告又は相談を行った者及び安全確認措置に協力した者に不利益が生じないように、必要な配慮をしなければならない。

(安全の確認及び確保)

第十六条 知事は、法第九条第一項の規定による立入調査等、法第九条の三第一項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第二項の規定による調査若しくは

質問に際しては、子どもの生命を守ることを最も優先し、適切に権限を行使するとともに、必要があると認めるときは、警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。

- 2 児童相談所長は、安全確認措置を行おうとする場合又は法第八条第二項第一号の規定による一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合においては、子どもの生命を守ることを最も優先し、適切に権限を行使するとともに、必要があると認めるときは、警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。
- 3 保護者又は子どもと同居関係にある者は、安全確認措置に協力しなければならない。
- 4 児童相談所長は、安全確認措置を講ずるに当たっては、必要に応じて、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理し、又は所有する者その他子どもの安全の確認のために必要な者に対し、協力を求めるものとする。

(情報の共有)

第十七条 県は、虐待の早期発見及び早期対応のため、関係する機関の相互間における虐待に関する情報の共有を図るための連携協力体制の整備に努めるものとする。

第四章 援助、指導及び支援

(虐待を受けた子どもに対する援助等)

第十八条 県は、虐待を受けた子どもが安心して生活できる家庭的環境を確保し、教育を受ける権利が侵害されないようにするとともに、当該子どもの心身の健康の回復を図るため、当該子どもに対し、その年齢、心身の状況等を十分考慮して、必要な援助を行うものとする。

- 2 県は、虐待を受けた子どもが健やかに成長し、将来親となったときに温かく子どもに関わることができるよう、関係機関等と連携して取り組むものとする。

(保護者に対する支援)

第十九条 県は、虐待を行った保護者に対し、子どもが安心できる家庭環境を形

成し、再び虐待を行うことがないよう、市町村及び関係機関等と連携し、必要な指導、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(医療機関との連携協力体制の整備)

第二十条 県は、虐待を受けた子どもがその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、医療機関との連携協力体制の整備に努めるものとする。

(社会的養護の充実等)

第二十一条 県は、虐待を受けた子どもに対する社会的養護の充実を図るため、乳児院、児童養護施設等の確保並びにこれらの施設における家庭的な養育環境の整備、より専門的で高度な受け入れ体制の整備及び施設職員の資質向上に取り組むものとする。

2 県は、家庭的養護を推進するため、里親制度の普及啓発を図るとともに、養育里親又は専門里親の養成、専門知識を高める研修等を通して、里親による養育の充実等に努めるものとする。

(児童相談所の体制強化)

第二十二条 県は、子どもを虐待から守ることに関する施策の推進を図るため、いかなる状況にあっても、子どもの危機的状況に迅速に対応できるよう、各児童相談所の管轄区域における人口、児童虐待相談対応件数、交通事情等を踏まえ、児童福祉司その他の専門的知識を有する職員を手厚く配置し、児童相談所の体制を強化するものとする。

2 県は、児童相談所を利用する子ども及び保護者が安心して相談できるとともに、一時保護された子どもが安らぎ癒やされるよう、施設等環境の整備に努めるものとする。

(子ども自身による安全確保への支援)

第二十三条 県は、子どもが虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、市町村及び関係機関等と連携し、子どもに対し、教育、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(自立支援の充実)

第二十四条 県は、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により、里親への委託、児童養護施設への入所その他の措置を講じた場合において、これらの措置を受けた者に対し、円滑に社会で自立することができるよう、必要な支援を行うものとする。

第五章 人材の育成等

(人材の育成)

第二十五条 県は、県、市町村及び関係機関等における子どもを虐待から守ることに寄与する人材に対し、その育成を図るため、専門的な知識及び技術の習得の研修を行うとともに、当該者の心身の健康の保持に努めるものとする。

2 県は、地域における子どもを虐待から守ることに関する活動を促進するため、市町村及び関係機関等と連携し、地域において子育てに関する支援及び子どもを虐待から守ることに関する活動に取り組む団体等の育成に努めるものとする。

(調査研究)

第二十六条 県は、子どもを虐待から守る施策及び取組を効果的に推進するための方策について調査研究を行うものとする。

第六章 雑則

(財政上の措置)

第二十七条 県は、子どもを虐待から守ることに関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。